

中之条町町制70周年・六合合併15周年記念



中之条町
株式会社
サイネックス

花と湯の町

中之条町 暮らしの便利帳

Nakanosho Town Life Guide Book 2025



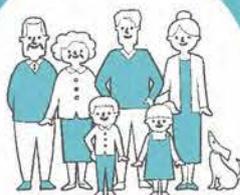
中之条町ガイド

わが街情報満載



行政ガイド

町民へのインフォメーション



生活ガイド

日々の生活に役立つ



なかのん

	中之条町 ガイド	6
	いざと いうとき	22
	公共施設等 電話番号一覧	26
	住民届出・証明	27
	税金	30
	保険・年金	32
	保健・福祉	36
	結婚・子育て・ 教育・生涯学習	43
	生活・環境	48
	バス	60
	議会	62
	生活ガイド	63

いつでも！誰でも！どこからでも！

中之条町 暮らしの便利帳

電子ブック案内



タブレット

パソコン

スマートフォン

2025年2月
より公開

電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



外出時に
防災情報が気になった



地元目線の
観光情報を知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



こんな便利機能もあります



表紙から知りたい情報に
ワンタッチで移動



細かい文字は
拡大して表示できる



再読したいページには
しおりを挿入



気になった内容には
メモ機能で書き足し

「中之条町暮らしの便利帳」 発行にあたって



町民の皆様には、日頃より町政運営にご協力いただき心から感謝申し上げます。

中之条町は、昭和30年(1955年)に町制を施行し、今日まで町民の皆さまに支えられながら、今年、町制施行70周年・六合合併15周年を迎えます。このような輝かしい節目の年に、「中之条町暮らしの便利帳」の最新版となる第3版を発行する運びとなり、大変嬉しく思います。

この便利帳には、役場窓口での各種手続きや毎日の生活に役立つ情報、観光情報などを掲載しております。町民の皆さまに、日常生活のさまざまな場面でご活用いただければ幸いです。

今後も、子育て支援の充実や、地域資源を活用した観光振興、移住定住促進を目指し、また防災対策などの諸課題に対し、町民の皆さまのご協力をいただきながら、町政の発展に努めてまいります。

結びに、この便利帳の発行にあたりまして、ご協力をいただきました事業者・関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年1月

中之条町長 外丸 茂樹



中之条町暮らしの便利帳



令和7年1月発行

- 本誌に掲載の行政情報は、令和6年12月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

発行

中之条町/株式会社サイネックス



中之条町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告
販売

株式会社サイネックス 群馬支店
〒370-0852 群馬県高崎市巾着町4-4-37
TEL.027-353-8391

※掲載している広告は、令和6年12月1日現在の情報です。

INDEX

- 発行にあたって 1
- INDEX 2
- ライフサイクルINDEX 4

中之条町ガイド 6

- 中之条町町制施行70周年・六合合併15周年 6
- 中之条町の概要 8
- 子育て支援 10
- なかのじょう自然風景 12
- なかのじょう歴史景観 14
- なかのじょう温泉巡り 16
- なかのじょう年中行事 17
- なかのじょう名産特産 18
- 就労支援 20

いざというとき 22

- 避難時の心得 22
- 災害情報の入手先 23
- 災害用伝言ダイヤル 23
- 中之条町避難場所マップ 24

公共施設等 電話番号一覧 26

住民届出・証明 27

- 住民登録・戸籍届出 27
- パスポート(旅券)手続き 29
- 各種相談事業 29

税金 30

- 固定資産税 30
- 都市計画税 30
- 個人町県民税 30

- 法人町民税 30
- 国民健康保険税 31
- 軽自動車税 31
- 納税方法と納期 31

保険・年金 32

- 国民健康保険 32
- 後期高齢者医療 33
- 国民年金 33
- 介護保険 34

保健・福祉 36

- 保健センター 36
- 障害者福祉 39
- 高齢者サービス 40
- 障害者・高齢者等サービス 41
- シルバー人材センター 41
- 町社会福祉協議会の福祉サービス 41
- 地域包括支援センター 42
- 成年後見支援センター 42

結婚・子育て・教育・生涯学習 43

- 結婚新生活支援事業 43
- 児童手当 43
- 児童扶養手当 43
- 特別児童扶養手当 43
- 福祉医療(子ども・ひとり親家庭等) 43
- 子育て世代包括支援センター 43
- 産後ケア事業 43
- 産前・産後ヘルパー派遣事業 43
- 制服リユース 43
- 出産・子育て応援給付金 44
- 出産祝金の支給 44
- 乳児おむつ等助成事業 44
- 子育て相談員 44
- 入学祝い支給事業 44
- 入学準備応援事業 44

- 一時保育 44
- 保育所・幼稚園 44
- 放課後児童クラブ(学童保育所) 45
- 地域子育て拠点支援事業 45
- 小・中学校(通学区と入学) 45
- 就学援助費 46
- 指定校変更・区域外就学 46
- 特別支援学校児童生徒就学援助金 46
- 特別支援教育就学奨励費 46
- 中之条町奨学金 46
- 中之条町ツインプラザ図書館 47
- 中之条町ツインプラザ学習センター 47
- 社会体育施設 47
- 地区公民館(中之条、沢田、伊参、名久田) 47
- パYTEック文化ホール(中之条町文化会館) 47

生活・環境 48

- 水道 48
- 下水道 49
- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射 50
- スズメバチなどのハチ駆除費補助金 50
- 道路(歩道)の動物の死骸 50
- 浄化槽設置事業費補助金 51
- 浄化槽保守点検業者および清掃業者 51
- 消費者相談 51
- 私道整備補助金 52
- 町道沿線危険支障木伐採補助金 52
- 町営住宅 52
- 木造住宅の耐震対策 52
- 空家解体費補助金 52
- 空家家財道具等片付け補助金 52
- 空家改修費補助金 53
- 住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金 53
- 定住促進対策住宅取得費補助金 53
- 住宅リフォーム補助金 54
- 事業継続補助金 54
- 起業支援事業補助金 54

広告

**介護事業を通して
地域貢献しませんか?**

お気軽にお問い合わせください

**求人
募集中**

基本理念
一人ひとりの思いを尊重し
その人らしい暮らしを支えます。

詳しい情報は
HPをCHECK♪

私達と
動きませんか?

社会福祉法人崇山会
特別養護老人ホーム **サザン小川**

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町714-1

0279(75)7890

HPリニューアル♪ サザン 小川



- チャレンジショップ出店支援事業補助金 54
- 農地中間管理事業 54
- 耕作放棄地対策草刈り補助金 ... 54
- 農地の売買・貸借・転用 55
- 農業者年金制度 55
- 薪ストーブ等購入費補助 55
- 薪割り機貸与 55
- 竹藪・篠藪・荒廃森林の整備への補助 55
- 農地等における鳥獣対策補助 ... 55
- 竹破碎機貸与 55
- 箱わなの貸し出し、防除機材の販売 55
- 追い払い機材の提供 55
- 家庭ごみの分け方・出し方 56

- バス** 60
- デマンドバス 60
 - 医療機関等外出タクシー「なかのん号」 60
 - 路線バス停留所一覧 61

- 議会** 62
- 議会のしくみ 62
 - 議会の権限 62
 - 本会議と委員会 62
 - 議会の傍聴 62
 - 請願・陳情 62

- 生活ガイド** 63
- ※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。
- 医療機関リスト 63
 - 吾妻郡健康マップ 64
 - 商工会案内 66
 - ドライブ前の点検 67
 - リフォームの基礎知識 68
 - 空き家について 71
 - エンディングノートを準備しませんか? 72
 - 葬儀について 73

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広告

中之条町のお悩み相談所
なかんじょ司法書士事務所

【主な業務内容】

相続 / 遺言 会社設立
不動産登記 成年後見 等々

〒377-0424 中之条町大字中之条町937-2 メゾントラヤ101

お気軽にご相談ください
TEL 0279-25-7489

司法書士 小林 彰人
事務所内観

生活の豆知識 公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターさくみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターさくみにつながる場合があります。



総務省HP「行政相談の受付窓口」より加工編集して作成(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyoka/soudan_n/soudan_uketuke.html)

ユニバーサル
デザインで
みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



不動産売却 おまかせください!

不動産査定の特権家!
年間不動産査定数は100件以上!

淡川市出身、中之条町に5年程住んでいました。地域に密着した正確な不動産査定を行います! 相談相続、空家空地対策お任せください!

無料査定 まずはお気軽にご相談ください! 宅地建物取引士 樋口一樹

当社事務所 群馬県知事(1)第7662号 エイチツー 〒377-0205 淡川市北牧863番地1 当社HP

H2,inc. **株式会社H2** **TEL:0279-26-2882**

\\ こんなとき、どうするの? //

ライフサイクルINDEX



- P27 出生届
- P32 国民健康保険
- P36 母子健康手帳



- P37 各種予防接種
- P43 福祉医療 (子ども・ひとり親家庭等)
- P43 子育て世代包括支援センター
- P44 保育所・幼稚園



- P45 放課後児童クラブ (学童保育所)
- P45 小・中学校 (通学区域と入学)
- P46 就学援助費

- P32 国民健康保険
- P33 国民年金

誕生

育児

教育



成人

老後

壮年

生活

結婚

- P33 後期高齢者医療
- P33 国民年金
- P34 介護保険
- P41 町社会福祉協議会の福祉サービス



- P32 国民健康保険
- P33 国民年金



- P30 税金
- P48 水道
- P49 下水道
- P56 ごみ
- P60 バス



- P27 住民登録
- P27 戸籍届出
- P27 婚姻届



緊急時

- P22 防災

広告



要らないものを、必要なものへ再生
リサイクル業を通じて群馬の未来と
住みよい街づくりに貢献して参ります



りゅうがはな 町制70周年おめでとうございます!!

竜ヶ鼻建材株式会社

RYUGAHANAKENZAI

大型ダンプ・2t車での配達いたします。材料・配達のご相談いつでもどうぞ!!

吾妻郡中之条町大字伊勢町133番地
☎0279-75-3178

コンクリート塊 タイル 瓦 鉄くず
等の
産業廃棄物の処理 (中間処理及び収集運搬)
砂利及び再生砕石の製造販売

「循環型社会の実現」
Reduce・Recycle・Reuse

竜ヶ鼻建材



戸籍の届出・各種登録は、**役場**へ届け出をしましょう

赤ちゃんが生まれたら

p27 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚するとき

p27 婚姻届

届け出た日から効力

家族が亡くなったら

p27 死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

必要なとき

p28 印鑑登録

● 引っ越しに関する届け出 ●

引っ越ししてきたら

p27 転入届

新しい住所を定めてから
14日以内に届け出

町外へ引っ越ししていくとき

p27 転出届

14日前より届け出

町内で住まいが変わったら

p27 転居届

新しい住所を定めてから
14日以内に届け出

広 告

広 告

不安を安心に 想いをカタチに
行政書士こやま法務事務所

相続手続き
遺品整理

遺言書作成
終活支援

その他業務
外国人ビザ
国際結婚等



行政書士
小山 大嗣

こんなとき、お気軽にご相談ください

群馬県行政書士会会員14140545号

〒377-0423 中之条町大字伊勢町920番地

☎ **0279-75-0261**

こやま法務事務所 中之条



EarthWay Co.

株式会社 アースウェイ

浄化槽管理・ポンプ点検
下水管調査・排水管清掃
配管詰まり直し・蓋交換
おまかせください！



〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町17番地の5



TEL : 0279-75-0446

FAX : 0279-75-7690



広 告

シロアリ ハチ その他 害虫駆除
お任せください

現地調査・お見積り無料



大切なお家・安心した暮らしをお守りします。
全て専門の知識と技術を持ったスタッフが対応させていただきます。

まずはお気軽にご相談ください

株式会社 エコセンター

TEL 0279-68-5013

東吾妻町岩井471-17

HPも
ご覧ください



中之条町町制施行70周年

令和7年、中之条町は、昭和30年4月15日に旧中之条町・旧沢田村・旧伊参村・旧名久田村の1町3村が合併して70周年、平成22年3月28日に旧六合村と合併して15周年の節目を迎えます。

今後も、先人たちが築いてきた伝統を継承し、更なる魅力を創造しながら発展、明るいまちづくりを推進していきます。

HISTORY 01 中之条町の移り変わり

これまで町民の皆さまと共に歩んできた中之条町の歴史を振り返ります。



昭和30年
町制施行開始時

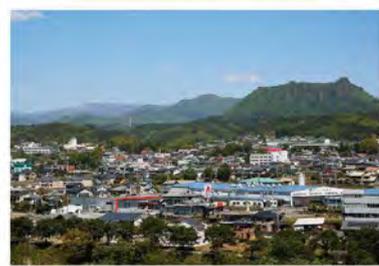


平成22年
旧六合村合併時



現在

町の全景



市街地の様子



伊勢町市街地

世帯数・人口の推移

4,285 世帯
23,195 人



6,796 世帯
18,510 人

(平成22年4月1日現在)



6,673 世帯
14,353 人

(令和6年12月1日現在)

広告



有限会社樋田鉄工

-since1981-

- 中之条ピエンナーレ協力企業
- 中学生職業体験協力企業



鉄

鉄工職人のプライドを胸に



代表取締役
樋田 武史

事業内容

- 製造業（鋼構造物製造）
- ブロック製造マシンの部品製作、据付
- ステンレスの架台、配管製作、据付
- 砕石プラント新設、補修工事

〒377-0424
中之条町大字中之条町1978-1

☎ 0279-75-5222

✉ toidatec@beige.ocn.ne.jp

六合合併 15周年



HISTORY 02 中之条町 70年のあゆみ



- 昭和 30年 (1955) ○ 旧中之条町・旧沢田村・旧伊参村・旧名久田村が合併し、中之条町が誕生
- 昭和 35年 ○ 中之条ダム 竣工 **1**
- 昭和 48年 ○ 町章制定
- 昭和 50年 ○ 文化会館 完成 **1**
- 昭和 53年 ○ 役場新庁舎 完成 **2**
- 昭和 54年 (1979) ○ 千葉県大網白里町(現:大網白里市)と姉妹町締結
- 昭和 60年 ○ 合併30周年に4月15日を町の日に制定
- 平成 4年 ○ 保健センター完成
- 平成 8年 ○ 「四万清流の湯」オープン
- 平成 9年 (1997) ○ 東京都北区と友好都市交流協定締結
○ 「たけやま館」オープン
- 平成 11年 ○ 四万川ダム 竣工
- 平成 12年 (2000) ○ 国道353号線 駅南バイパス 一部開通 **3**
○ 生涯学習複合施設「ツインプラザ」オープン **4**
- 平成 19年 ○ 第1回「中之条ピエンナーレ」開催 **5**
- 平成 21年 ○ 伊参地区「日本で最も美しい村」連合に認定
- 平成 22年 (2010) ○ 旧六合村と合併 **6**
○ ふるさと交流センター「つむじ」オープン
- 平成 23年 ○ 六合地区「日本で最も美しい村」連合に認定
- 平成 24年 ○ 第1回「まちなか5時間リレーマラソン」開催 **7**
- 平成 27年 ○ 芳ヶ平湿地群がラムサール条約湿地に登録
- 平成 29年 ○ 六合チャツボミゴケ生物群集の鉄鉱生成地が国の天然記念物に指定
- 平成 30年 ○ 「旧太子駅」が復元、一般公開を開始 **8**
- 令和 3年 (2021) ○ 「中之条ガーデンズ」グランドオープン **9**



広告

町制 70周年 六合合併 15周年
おめでとうございます

吾妻環境(株)
～ since 1978 ～

TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコン
粗大ゴミ・ダンボール・発泡スチロール
企業ゴミ etc... 一軒丸ごとOK! 🏠

産業廃棄物・建物解体もご相談ください!

お見積りは無料です!

TEL 0279-75-5444
〒377-0424 中之条町大字中之条343-1

HPもご覧ください! [吾妻環境](#)

AGATSUMA KANKYO

中之条町ガイド

広告

楽しいわが家
PyroNext

詳しくはこちら→

くつろぎデイサービス

もてなし日和

買い物×体操
ひかりサロン中之条

温泉 デイサービス

もてなし日和

シニアの暮らしのお手伝い
まごころサポート
吾妻ピュアネクスト店



PROFILE OF NAKANOJO

中之条町の概要

位置・地勢

中之条町は群馬県の北西部に位置しており、新潟・長野県に接する県境の町です。昭和30年に中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が合併し、平成22年に六合村を編入して現在に至っています。

面積は439.28平方キロメートルで、みなかみ町、高崎市、沼田市に次いで県内4番目の大きさです。

地形は、森林が面積の8割以上を占め、神秘的な野反湖、貴重な高山植物の宝庫である芳ヶ平など自然美にあふれています。

また、盆地・河岸段丘・丘陵地などがみられる変化に富んだ景観を形成しています。

中之条町イメージキャラクター



なかつこちゃん



なかのん

人口・世帯数 (令和6年12月1日現在)

総人口 **14,353**人

男性 **6,991**人 女性 **7,362**人

世帯数 **6,673**世帯



広告



沢渡温泉第1太陽光発電所



沢渡温泉第2太陽光発電所



沢渡温泉第3太陽光発電所



美野原小水力発電所

地域のエネルギーを地域の電力に活かす。

エネルギーの自給自足を目指して、再生可能エネルギーを活用し、電力の地産地消を推進していきます。

エネルギーの地産地消をめざす
地域新電力



中之条パワー
Nakanojo power Co., Ltd.

一般財団法人中之条電力、株式会社中之条パワー
〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1828

TEL 0279-75-3059 (中之条電力) 0279-25-8072 (中之条パワー)
FAX 0279-25-8092 *上記の4箇所の発電事業は、中之条町が行っています。



中之条町民憲章 (昭和50年11月21日制定)

美しい山河と輝かしい歴史と伝統にはぐくまれてきたわたくしたちは、その喜びと自覚のもとに、中之条町の産業・教育・文化がかぎりなく発展することを願い、郡都としての誇りと責任をもって、この憲章を定めます。

- 1 健康で働くことに誇りをもち、豊かなくらしをきずきましよう。
- 1 あたたかい愛情と協力によって、明るい家庭をつくりましよう。
- 1 公德心を養い、自然を愛し、清潔で美しい郷土をつくりましよう。
- 1 年寄りを敬い、青少年の夢を育て、住みよい社会をつくりましよう。
- 1 きまりを守り、教養を高め、文化の香りに満ちた町をつくりましよう。

中之条町の日 4月15日 (昭和60年9月25日施行)

町民が、郷土の歴史を知り、郷土についての理解と関心を深め、自治の意識を高めるとともに、町民憲章の精神に基づいて、より豊かな誇りあるまちづくりをめざす日として、中之条町の日を設けました。

町民パスポート

町民パスポートは、運転免許証等の身分証明書と同じように、町民優待がある施設で提示することで優待を受けることができます。

「デジタル表示」または「紙(カード)」の2種類があり、デジタル表示の場合は町LINE公式アカウントから表示可能で、紙の場合は役場住民福祉課または六合支所で発行しています。



「日本で最も美しい村」連合加盟 (伊参地区・六合地区)

「日本で最も美しい村」連合では、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観・文化を守る活動をしています。中之条町では、伊参地区と六合地区の2地区が、この連合に地域加盟し、美しい地域づくりと文化の継承に努めています。



町章

昭和48年1月1日付制定
中之条町の「中」を図案化したもので、文字が白線で区切られているのは、当時4ヵ町村が合併し新たな中之条町が形成されたことを示している。

町の木

けやき

町の花

山ゆり

町の鳥

うぐいす

広告

パソコンもスマートフォンも「困ったなあ」を解決します!

- ・楽しく便利に使える様になりたい
- ・WiFiがつながりづらい部屋や場所がある
- ・ウイルスに感染したかもしれない
- ・買換えをした後も今と同じに使える様にしたい
- ・Windows10のサポートが2025年10月14日に終了って何かな?
- ・防犯カメラを設置したいけど、どうしたらいいのかな?
- ・診断無料・相談無料

『自分で言うのもなんですが、』親切・丁寧・わかりやすい
(マキシマ)MAXIMA合同会社 090-5571-1169 市城79-1





中之条町では、さまざまなニーズを把握し、支援事業を推進しています

子育て支援



子育てひろばはっぴ〜

就学前の親子が安心して利用できるスペースです。たくさんの遊具がお待ちしています。(予約不要)

- 場所 バイテック文化ホール内(北側1階)
- 開館時間 9:00~17:00
- 休館日 月曜日・第4火曜日・祝日の翌日・年末年始(バイテック文化ホールに準ずる)
- 利用料 無料



世代間交流館ゆびきり

こどもや子育て中の保護者と、幅広い年齢の方々との交流の場として活用することができます。(予約不要)

- 場所 王子原近藤児童公園内
- 開館時間 10:00~17:30(11月~2月は16:00閉館)
- 休館日 水曜(祝日を除く)・年末年始
- 利用料 無料



道の駅 霊山たけやま こども館

親子で自由に楽しく遊び、ゆっくり休める施設です。ぼうけん砦や滑り台などもあります。

- 開館時間 4月~11月 9:00~17:00
12月~3月 9:00~16:00
- 休館日 年末
- 利用料 無料
- 問 ☎75-7280(道の駅霊山たけやま)



子育て支援センター



保育士が子育て中のお母さんをサポートします。お母さん同士が情報交換したり、季節の歌や手遊び、体操などをします。また、簡単な製作や散歩、講演会などもしています。育児相談もできますので気軽にお越しください。登録していただければ、初めて利用する方もいつでも利用できます。電話予約等は要りません。

- 住所 中之条町大字伊勢町1005-1(中之条幼稚園内)
- 利用時間 9:00~11:30、13:30~16:00
- 定休日 土日、祝日、年末年始、支援センターの指定する日
- 対象 町内に在住する就園前の乳幼児とその保護者
- 利用料金 無料
- 駐車場 ツインプラザの駐車場をご利用ください。
- 問 ☎75-2428(中之条幼稚園)

広告

今日あなたが振り向いたのは、このクラウンではありませんか。

群馬トヨタ 中之条バイパス店
吾妻郡中之条町伊勢町20-11 TEL:0279-69-7080



中之条町の公園



王子原近藤児童公園

主要地方道中之条・湯河原線を介して町役場に隣接し、周辺には中之条町歴史と民俗の博物館『ミュゼ』や、中之条町ふるさと交流センター『つむじ』が立地しています。2年に一度開催される国際現代芸術祭『中之条ビエンナーレ』の会場になることもあります。

- 場所** 中之条町大字中之条町1087-1
- 駐車場** 付近の町役場駐車場をご利用ください。
- 遊具** 3間鉄棒/スプリング遊具(トラ、イルカ、カプセル)/2連ブランコ/複合遊具/スライダー(隣接の胡桃沢川公園内)

駅南中央公園



駅南の中央に位置し、周辺には吾妻准看護学校、工場、住宅等が立地します。

- 場所** 中之条町大字伊勢町23-8
- 駐車場** あり(普通車約10台)
- 遊具** 2連ブランコ/幅広滑り台

天神公園



駅南の西端に位置し、胡桃沢川に接し周辺は住宅地です。

- 場所** 中之条町大字伊勢町767
- 駐車場** あり(普通車5台 うち障がい者用1台)
- 遊具** ロープスイング/スイング遊具/コンビネーション遊具

駅前公園



駅南のほぼ中央に位置し、町道駅南通り線に接し周辺は住宅地です。

- 場所** 中之条町大字伊勢町13-3
- 駐車場** あり(普通車5台)
- 遊具** コンビネーション遊具



伊勢町なかよし公園

動物のオブジェやブランコのほか、ややチャレンジ性のある木製クライム遊具や滑り台タイプの複合遊具があります。



- 場所** 中之条町大字伊勢町658-1
- 駐車場** あり(普通車5台 うち障がい者用1台)
- 遊具** FRPアニマル(ゾウ、パンダ)/2連ブランコ/木製クライム遊具/コンビネーション遊具

古城公園

駅南の東側に位置し、桃瀬川に接し柳内地区が見渡せる高台にあり、周辺は住宅地です。



- 場所** 中之条町大字伊勢町642-7
- 駐車場** あり(普通車3台)
- 遊具** 砂場/ロッキング(ベアー、ポニー)/FRPアニマル(カバ、キリン)/2連ブランコ

広告

STEP BY STEP
スタッフ バイ スタッフ
ENGLISH LEARNING CENTER
「ネイティブ英語教室」

- キッズクラス(3歳以上)
○少人数制/2~7人 ○日米講師2人体制
- 大人クラス(中学生以上)
○少人数制/2~4人 ○プライベートレッスン

高レベルのレッスンの様子 Instagram から見れます!

〒377-0423 群馬県中之条町伊勢町1021-1(伊勢町体育館裏)
お問い合わせはこちら ☎ 080-4412-0629 (一線)
✉ step.by.step.eic@outlook.jp

学童保育所

ろばの子クラブ

<https://robanokoclub.com/>

中之条町946-2
☎・FAX 0279-75-1245

公益社団法人・全国珠算教育連盟
群馬県珠算連盟・指定数場

加藤珠算さんすう教室

幼稚園生・小学生 新入生募集中!

そろばんは感覚の操作活動です。コンピューター社会にも対応し、大きくパワーを発揮します!

そろばん 英語 書道

伊勢町1069
☎ 0279-75-1719 (教室)
☎ 0279-75-3754 (自宅)

絶景と癒やしの郷で暮らす

花が咲く湯の香が薫る

なかのじょう自然風景

季節の花が彩る庭園や自然の造形美

中之条

中之条ガーデンズ

12haの広大な敷地に直径40mの渦巻き花壇「スパイラルガーデン」、町民参加の100区画を超える「町民花壇」、7つのテーマ別空間を演出する「ローズガーデン」、中之条町の野山をイメージした「ふるりの野山」、宿根草で植栽された「ナチュラルガーデン」など、個性ある美しい7つの庭とファームエリアの集合体です。

所 中之条町大字折田2411 ☎ 75-7111
開 9:00~17:00(12月~2月は16:00まで)
町民パスポート提示で入園無料
入園料は「花の見ごろ」に合わせた変動制
休 木曜日、祝日の翌日、年末年始



7つの庭園とファームエリア



標高1000mに広がる

ナチュラルガーデン



中之条 花楽の里

標高1,000mの山の上にある広さ12haのナチュラルガーデン。フラワーアレンジメントやハーバリウム体験が楽しめます。売店では、ドライフラワーなどの花資材が充実し、オリジナルリースが人気。園内では、コマクサなどの高山植物も咲き、渡り蝶アサギダラの飛来地としても有名です。6月のエーデルワイスの群生が圧巻です。

所 中之条町大字入山4046-2 ☎ 80-7123
開 9:00~17:00 入園無料(体験は有料)
休 12月末~3月末



高山

淡川方面から吾妻に入って一番先に見える姿の美しい山です。山頂からは、白根山、四阿山、浅間山、遙かに上信越高原国立公園の一角を一望のもとにできるという景勝の地です。春のツツジ、初夏の若草、秋の紅葉と四季折々の山の表情も豊かで、登山コースとしても人気です。



中之条町のシンボル

四万の甌穴群 県指定天然記念物

四万川の川底にあいた大きな穴で、昭和46年に県の天然記念物に指定されました。甌穴とは、川の流れにより、川底の石が同じところを回って岩盤に穴を開けたものです。数万年もの長い年月を経て、自然が作り出した芸術とも言えます。



自然が作り出した芸術

広告



環境に優しいゴルフ場
美野原カントリークラブ
群馬県吾妻郡中之条町五反田 3483-1
TEL : 0279-75-4841
公式ホームページ

距離が長くタフな造りの「あららぎコース」
戦略的な「もみの木コース」
2つのコースにチャレンジ

フットゴルフ専用コース









高山植物や紅葉に
彩られる天空の湖

野反湖

群馬・長野・新潟3県の県境付近に位置するダム湖です。初夏から初秋にかけて、シラネアオイ、ノゾリキスゲ、レンゲツツジ、ヤナギラン、コマクサなど300種類以上の高山植物が湖岸を彩り、秋には紅葉を湖面に映し出します。

芳ヶ平湿地群

上信越高原国立公園の特別地域にあり、標高1,830メートル、日本屈指の中間湿原です。約300種類の植物が自生しており、春は新緑、夏はワタスゲやミズバショウなどの高山植物が群生し、秋は紅葉など、四季によって色々な風景を創り出しています。

ラムサール条約に登録された、
日本屈指の中間湿原



国指定天然記念物

チャツボミゴケ公園

六合地区元山では、露天掘りによる採鉱が行われていました。その露天掘りの窪みに自生しているのが、チャツボミゴケです。広範囲に自生しているのは全国でも珍しく、本州ではここだけで、平成29年に国の天然記念物に指定されました。

所 中之条町大字入山13-3 ☎ 95-5111

開 8:45~15:30(4月~9月)・15:00(10月~11月)

休 12月~4月下旬まで冬季閉園



本州唯一の広範な自生地



若山牧水が旅した紅葉の景観

暮坂峠

草津温泉と沢渡温泉を結ぶ交通の重要な役割を果たしてきた暮坂峠。標高1,088メートルに位置し、自然の木々のたたずまい、小さな野草の花々、野鳥の囀りなどが心を豊かにしてくれます。特に若山牧水が旅した紅葉の頃は、鮮やかな景観を誇っています。



白砂川支川の
八石沢川の八つの滝

世立八滝

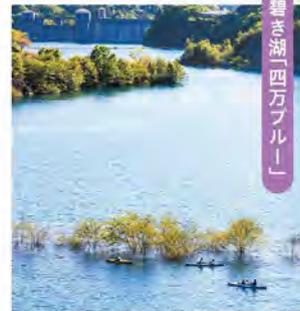
大仙の滝

大仙(おおせん)の滝、段々(だだだ)の滝、箱の滝、久内(きゆうない)の滝、不思議の滝、井戸の滝、殺人(さつうぜん)の滝、仙の滝と、それぞれ趣の異なる表情を見せています。険しい地形にありますが、大仙の滝・仙の滝の2ヶ所には遊歩道が整備されています。



四万湖

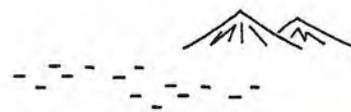
県営中之条発電所の水力発電用の人造湖です。湖水の色は、一日のうち何度となく変化し、裏磐梯の五色沼と並び称されています。



碧き湖「四万ブルー」

奥四万湖

四万温泉の最奥にある水力発電用の人造湖です。「四万ブルー」と呼ばれる青く透き通った湖水が神秘的です。



広告

東造りを通して
お客様の笑顔と幸せを造ります。

一般住宅・設計・施工

木暮建設株式会社

吾妻郡東吾妻町郷原590
TEL. 0279-67-3038

木暮建設 東吾妻

ペットサロン **PetSalon CUB**

menu

- 犬のカット
- 犬のシャンプー
- 猫の爪切り

ご予約 問い合わせ [トリマー 飯塚杏奈]

☎ 090-3744-5891

中之条町大字中之条町425-1

四万湖で特別なひと時を。

グリーンパーサ

カヌーツアーBase

〒377-0601
群馬県吾妻郡中之条町四万109
TEL 0279-25-7795

★ 絶景と癒やしの郷で暮らす

花が咲く湯の香が薫る

中之条

なかのじょう 歴史景観

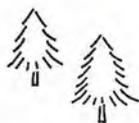
まちの歩みをかたる史跡や文化財

中之条町ガイド



ひなたみ
日向見薬師堂 国指定重要文化財

この薬師堂の創建は、現存している棟札から、天文6年(1537年)以前と考えられています。現在の堂は慶長3年(1598年)に、鹿目喜左衛門藤原家定が沼田城主真田信幸の武運長久を願って建立したものです。



国指定重要文化財
冨沢家住宅

大道(だいどう)集落は、江戸時代に開かれた新田村で、当家は代々この村の名主を務めた名家です。この住宅の建築年代は江戸時代の後期と推定されています。



国指定史跡
あらふね あずまや
荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡

東谷風穴は、石積みの際間から冷やされた風が吹き出し、かつては蚕種の保冷保存に利用されていました。現状は石垣のみが残って、使用された時代を想定できる遺構です。



広告



曹洞宗宝満山
林昌寺

中之条町伊勢町1002
TEL 0279-75-2064



日本伝統の技術を次世代に繋ぐ

古建築の改修・新築等お気軽にご相談下さい。
ユネスコ無形文化遺産選定保存技術保存団体正会員

株式会社 町田工業

中之条町大字五反田3529-4
TEL 0279-75-0441
<https://www.instagram.com/machidakogyo>

SOCKEN

- ・測量・建設コンサルタント
- ・補償コンサルタント
- ・文化財調査・電線共同溝

株式会社 **測研**

本社

〒370-3517
群馬県高崎市
引間町712-2
電話 027-372-6464
FAX 027-372-0303

あがつま事業所

〒377-0425
群馬県吾妻郡中之条町
大字西中之条126
電話 0279-75-5454
FAX 0279-75-6054



重要伝統的建造物群保存地区

くに あかいわ
**六合赤岩重要伝統的
建造物群保存地区**

日本の典型的な山村地域の家並みや景観を保っているところに価値があり、幕末や明治時代に建てられた養蚕農家が現存しているだけでなく、蔵や小屋、石垣や樹木から構成される敷地、通り沿いの景観、お宮や御堂の配置、周囲の農地や森林環境など、江戸時代からの環境も残っています。高野長英が隠れ住んだ湯本家が中心にあります。



国登録有形文化財

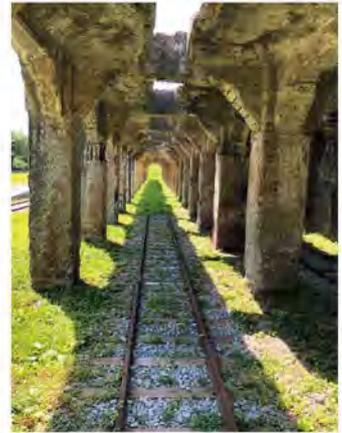
おおし
旧太子駅ホッパー棟

平成30年4月、ホッパー、レール、ホーム、駅舎等が復元整備され、六合地区産業遺産群の中核施設として復活しました。屋根のない無蓋車(むがいしゃ)と呼ばれる車両台数が6両と日本一の展示台数を誇り、「日本一の無蓋車公園」となっております。令和3年2月4日、ホッパー棟が国の登録有形文化財に登録されました。

所 中之条町大字太子251-4 ☎ 95-3055

開 10:00~16:00

休 祝日を除く火曜~金曜(12月~3月)、年末年始



県指定重要文化財

**旧吾妻第三小学校校舎
(中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」)**

明治18年に吾妻第三小学校として開校し、昭和53年、明治初期の洋風学校建築の数少ない建造物として、県指定重要文化財となりました。その後、町の歴史民俗資料館として活用され、平成22年11月15日に、県博物館登録原簿に登録されました。

所 中之条町大字中之条町947-1 ☎ 75-1922

開 9:00~17:00(入館は16:30まで)

休 木曜日、年末年始(祝日の場合は開館)

郷土芸能

中之条町には、獅子舞10団体、太々神楽10団体、雅楽5団体が活動し、伝統芸能が盛んに行われています。

春や秋の奉納日には、神社の境内などで、地域の保存団体が継承してきた舞が披露されます。



浄土宗
楊水山舞台院 宗本寺
中之条町下沢渡494
☎ 0279-75-3069



浄土宗
いのちの尊さと思いやりの心を伝えよう
清見寺縁起カシャ斬りの図
魔物退治の寺
長岡山 安養院 清見寺
中之条町大字中之条町746
TEL 0279-75-2396
FAX 0279-75-7676

絶景と癒やしの郷で暮らし

花が咲く湯の香が薫る

中之条

なかのじょう温泉巡り

古くから知られた出で湯の郷



中之条町ガイド



四万(よんまん)の
病に効く伝説の湯

しま 四万温泉郷

鎌倉時代からその名を知られていた四万温泉。昭和29年(1954年)には、優れた環境が認められ、国民保養温泉地第1号に指定されました。

日帰り温泉施設

四万清流の湯

四万川のほとりにある町営の日帰り温泉施設です。男女ともに露天風呂と大浴場があり、飲泉所などもあります。

所 中之条町大字四万3830-1 ☎ 64-2610

開 10:00~20:00 休 第4水曜日、年末は要確認



さわたり 沢渡温泉郷

湯治場としての歴史は古く、昔は暮坂峠を越えて草津へ通ずる要路であり、「草津の仕上げ湯」としてその名を知られ、多くの著名人も訪れています。幕末の蘭学者高野長英もその一人で、多くの長英物語が秘められています。「一浴玉の肌」といわれる、美人の湯です。



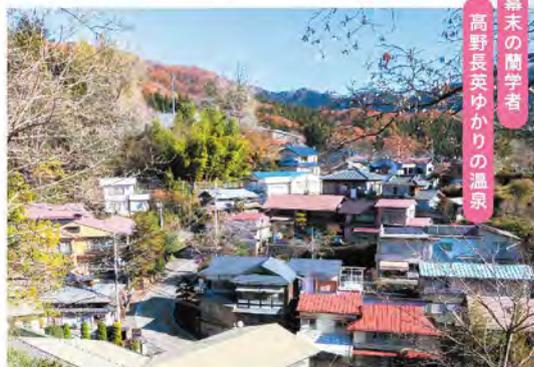
日帰り温泉施設

沢渡温泉の共同浴場

熱めとぬるめの2つの湯船があります。「湯の華」が舞っているお湯は、肌がやわらかく感じます。

所 中之条町大字上沢渡2310 ☎ 66-2841

開 9:00~20:30



幕末の蘭学者
高野長英ゆかりの温泉

くに 六合の里温泉郷

応徳温泉・くつろぎの湯 / 日帰り温泉施設



くつろぎの湯は、道の駅六合の敷地内にある日帰り温泉施設です。

少し白濁した湯の中に独特な黒い湯の花が浮かぶ肌に優しい温泉です。

所 中之条町大字小雨21-1

☎ 95-3650(花まめ)

開 12:00~20:00(最終入館19:30)

休 水曜日



露天風呂
自然そのものの

尻焼温泉

長笹沢川を堰き止めて作った巨大露天風呂です。大雨や融雪等で増水すると入れませんが、基本はいつでも無料で入れます。

広告

温泉まんじゅう

夢まくら

羊かん

製造元 楓月堂

四万4237-34

☎ 64-2508

FAX 64-2133

温泉まんじゅう

きび大福

菓子司

中屋饅頭店



沢渡温泉

TEL 66-2302

FAX 66-2315



日帰り温泉施設

弁天の湯

六合地区にある日帰り温泉施設です。

所 中之条町大字入山1573-3

☎ 95-5020

開 12:30~19:30(最終入館19時)

休 月曜日(祝日を除く)、年末年始

★ 絶景と癒やしの郷で暮らし
花が咲く湯の香が薫る
中之条

なかのじょう年中行事

伝統のお祭りや楽しいイベント



中之条町ガイド



イベントカレンダー

- 1月14日 鳥追い祭 1 県指定重要無形民俗文化財
- 1月15日 おんべや 2
- 1月20日頃 湯立祭
- 2月24日 白久保のお茶講 3 国指定重要無形文化財
- 4月8日 日向見業師堂～春の業師祭り～ 4
- 5月5日 嵩山まつり 5
- 7月下旬(隔年開催) 温泉郷クラフトシアター
- 8月第1土・日 中之条町祇園祭 6
- 8月14日 六合ふるさとまつり 7
- 9月第1土・日 伊勢町祇園祭 8
- 9月中旬頃(約1か月間・隔年開催) 中之条ビエンナーレ 9
- 10月20日 牧水まつり 10
- 11月上旬 産業・文化祭、商工祭 11
- 11月中旬または下旬 伊勢スタジオ映画祭 12
- 12月初旬 まちなか5時間リレーマラソン 13



広告

忘年会・新年会 各種宴会承ります

営業時間 AM 11:00 - 14:30
年中無休 PM 17:00 - 24:00

中之条店

TEL: 0279-26-2868

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町854-1

原町店

TEL: 0279-25-8678

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町5253

満軒

台湾料理

Locale gelato

ロカレ ジェラート

地元で採れた季節の素材を使用したこだわりのジェラート

ピスタチオ

西万ブルー

花豆

2024年9月リニューアルOPEN♪
tsumuji 前に移転しました!

外観

店内

〒377-0424
中之条町大字中之条町939
tel 0279-75-7652

★ 絶景と癒やしの郷で暮らし

花が咲く湯の香が薫る

中之条



中之条のブランド米「花ゆかり」

中之条町は標高が高く、一日の寒暖差が大きいため、お米作りに最適な土地です。豊かな土地とミネラルを含んだ豊かな清流が、おいしいお米を育てています。町では、おいしさ指数「食味値」が80以上の品質基準を設け、厳選したお米をブランド米「花ゆかり」として販売しています。



豊饒な土地と豊かな清流で育てた米

中之条町ガイド

気候風土を生かした特産品

なかのじょう名産特産



そば



この地にゆかりある高野長英によって広まったそばと馬鈴薯の栽培。その名にあやかかった「長英そば」はこの町ならではの一品。

花いんげん(花豆)



高原の清涼な空気と太陽をいっぱい浴びて大きく育った花いんげん(花豆)。

りんご



知事賞を受賞するなど、高品質な中之条のりんご。秋にはりんご狩りも楽しめます。

しみ豆腐



良質の水で丁寧に作った、絹豆腐やしみ豆腐。知る人ぞ知る、おいしい逸品です。



広告

JAあがつま
～あがつま農業協同組合～

沢田の味加工品 あがつまの農産物

中之条支店	75-3077
六合営業所	95-3311
中部営農経済センター	75-6688
農林産加工工場	75-5513
沢田直売所	75-1204

【沢田の味】オンラインショップはこちら⇒

飲食の豆知識 注目しよう! 食べ物のこと

安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうひきげん)」や「賞味期限(しょうみきげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんてんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。



農林水産省HP「子どもの食育～安全・安心な食べ物を選ぶには～」より加工編集して作成 (https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/index.html)



乾燥いも

昔ながらの製法で作られる懐かしい味、柔らかく自然な甘みが口に広がります。



まいたけ

老木の根元に生える珍味まいたけ。六合では人工栽培により、身近に手に入ります。希少価値の高い白まいたけも逸品です。



こんこんぞうり

形も色合いもかわいく、履きやすいぞうり。編目が足の裏に適度な刺激を与えて健康的。



六合の花

六合地区では、山あいの農地を利用し宿根草をメインとした草花の切花生産が行われており、これらを活用したドライフラワーの販売も「中之条 花楽の里」などで行っています。

木工品

今ではめっきり減ってしまった昔ながらの生活用品あれこれ。最近では「めんば」が人気。



めんば



特産品直売施設



ふるさと交流センター つむじ

地域の食材を活かしたカフェ、伝統工芸品や作家の一点ものなどがそろったショップ、各種テナント、四万温泉の湯が楽しめる足湯などがあります。

所 中之条町大字中之条町938 ☎ 26-3751

開 10:00~18:00 休 木曜日(カフェ・ショップ)



道の駅 霊山たけやま

地元産そば粉を使用したそば打ち体験や、打ちたてのそばが食べられます。また特産品直売所やアスレチックなどもあり、子どもから大人まで楽しめます。

所 中之条町大字五反田222-1 ☎ 75-7280

開 4月~11月 9:00~16:30、
12月~3月 9:00~15:30

休 水曜日、年末年始



道の駅 六合

温泉のある道の駅です。宿泊施設、日帰り入浴施設、足湯があり、花いんげん豆、「こんこんぞうり」など特産品を販売している六合観光の拠点です。

所 中之条町大字小雨29

☎ 95-3219(六合観光物産センター)

開 9:00~17:00 休 水曜日

広告

農産物直売所 農家のお店 たけやま

「田舎の味を手渡して」

田舎まんじゅう 豆腐、味噌等

http://www.aganet.or.jp/~takeyama/
中之条町大字青山337-1
TEL 0279-75-6988

飲食の豆知識 食べ物と日本の四季

食べ物にはいちばんおいしくて栄養たっぷりの時期、「旬(しゅん)」があります。「旬」とは自然の中でふつうに育てた野菜や果物がとれる季節や、魚がたくさんとれる季節のことで、食べ物によってその時期は違いますが、いちばんおいしくて栄養もたっぷりで、旬のものを食べることで、自然のめぐみや四季の変化も感じてみましょう。また、お正月や特別な日に食べる料理にも「旬」が関係しています。

旬の食べ物	春 … 菜の花、イチゴ、アサリ、タケノコ	夏 … キュウリ、トマト、アジ、スイカ
	秋 … サツマイモ、カキ、サンマ、栗	冬 … ハクサイ、ミカン、ブリ、ダイコン

農林水産省HP子どもの食育～食べ物と日本の四季～より加工編集して作成(https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_nav/learn/seasons1.html)



就労支援



中之条町ガイド

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションについて

群馬県では前橋市・太田市に若者サポートステーションを設置し、働くことに悩みを抱える若者の就職支援に取り組んでいます。相談など希望される方は下記URLより詳細をご確認ください。

お問い合わせ先

ぐんま若者サポートステーション
 ☎ 027-212-3630
 🌐 <http://www.gunma-sapo.info/>



群馬県就職相談窓口

就職氷河期世代向け専門相談窓口

ジョブカフェぐんま高崎センター内に専門相談窓口を設置しています。職業紹介、定着後のフォローアップまで、相談者のニーズに寄り添って就労をサポートします。



- 🕒 10:00～17:00
- 📅 月・火・木・金・土曜日(祝日・年末年始を除く)
- ☎ 027-330-4510
- 📅 日曜/祝日/年末年始
- 📍 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)高崎センター内
高崎市旭町34-5(高崎駅西口旭町ビル3階)

シニア就業支援センター

ジョブカフェぐんまにおいて、再就職支援と多様なニーズに対応したさまざまな「働き方」への相談・情報提供を行っています。(完全予約制)

- 🕒 9:00～18:00
- 📅 月・火・木・金・土曜日(祝日・年末年始を除く)
- ☎ 027-381-8872
- 📍 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)高崎センター内
高崎市旭町34-5(高崎駅西口旭町ビル3階)



広告

金属加工の

プロフェッショナル



品質は私たちの製品の
信用と信頼の証です

UNITET
 有限会社 ユナイテット工業

TEL 0279-75-5159
 中之条町大字西中之条251-1

ホームページリニューアル
 事業内容や加工実績、採用情報等
 ご覧いただけます

ユナイテット工業 🔍





ハロートレーニング(再就職に役立つスキルを身につけるための職業訓練)のご案内

ハロートレーニングとは

ハロートレーニングは、就職に必要な知識や技能を学ぶための公的な職業訓練の愛称です。略して「ハロトレ」受講料無料です。

収入等の要件を満たせば、月10万円の給付金を受けながら受講できる場合もあります。



受講するには

- まずは、ハローワークにご相談ください。再就職のために職業訓練を受講する必要があるとハローワークが認めた方が受講できます。
- 本人・世帯収入や資産などの要件を満たせば、月10万円の給付金を受けながら訓練受講できる場合があります。

お問い合わせ先 ハローワーク中之条 ☎ 75-2227

企業PR会

ハローワーク中之条では求人者及び求職者サービスの一環として企業PR会を開催しています。

事業所から

- ① 求人を出してもなかなか応募がない
- ② もっと事業所や仕事内容を知ってほしい!!



求職者に事業内容や仕事内容などを直接説明し、求人票ではわからないリアルな情報をお届けするイベントです。

求職者のメリット

- 面接ではないので“履歴書ナシ”“普段着で”“気軽に”“話をきくだけ”と参加しやすい
- 事前に担当者の顔を見られ、仕事内容や条件など気軽に相談できる



お問い合わせ先

ハローワーク中之条 ☎ 75-2227

広告

一場機械 有限会社

ichiba kikai Co.,Ltd.

加工専門 大型機械



住所 中之条町大字西中之条柴本1232-2

TEL 0279-75-2086

FAX 0279-75-5488



一場製材 株式会社

ichiba seizai Co.,Ltd.

木材加工



住所 中之条町大字中之条町1432-1

TEL 0279-75-2018

FAX 0279-75-2609



角田電気工事 株式会社

TSUNODA ELECTRIC ENGINEERING CORPORATION

総合電気設備工事

豊富な経験・知識 確かな技術力



詳しい情報はHPをご覧ください▶



本社 東吾妻町大字原町1259-3 中之条営業所 TEL/FAX 0279-26-3230

TEL 0279-68-2642 FAX 0279-68-2681

従業員募集中

— 電気工事を通して地域貢献 —

いざというとき

避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。



危険な場所には近づかない

増水した川の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



避難の呼びかけがあれば速やかに避難を

人的被害が迫った場合には、役場や消防団から避難の呼びかけをする場合があります。呼びかけがあった場合には、すぐに避難してください。



車での避難は控えて

避難場所へは徒歩で避難してください。車での避難は緊急車両の通行を妨げる原因となりますので、やめましょう。



避難に遅れた場合には

もし、避難に遅れ、危険が迫ってきた場合は、近くの丈夫な建物の2階以上、屋内ではがけから離れた部屋や2階に避難しましょう。



防災の準備

非常持ち出し品(参考例)



- 食料品等**
食料(食べやすく長期保存のもの)、飲料水(1日3リットル、3日分)、ナイフ、缶切り



- 安全対策**
ヘルメット、防災ずきん、救急セット、常備薬、底の厚い靴

- 衣類等**



- 貴重品**



- あると便利な物**

- ウエットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、笛、携帯用カイロ、保険証コピー



- 日用品**
手袋(軍手)、ちり紙、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、石けん、歯磨きセット、携帯電話(手動充電器や予備バッテリー)

※その他 ご自身やご家族の環境に合わせて、必要なものを準備してください。

広告



光山電気工業株式会社

中之条町伊勢町乙872 光山ビル1階

地域防災行政無線 調査・設置・施工・保守業務
 専門知識を持った技術者が信頼できる技術を提供
 ITテクノロジーで仕事の合理化をお手伝いします
 宇宙規格のものづくりからパソコン販売までお任せ下さい

NEC日本電気特約店・無線局登録点検事業者
 TEL 0279-75-2653 FAX 0279-75-2987

災害情報の入手先

信頼できる情報を入手し、噂やデマに惑わされず、落ち着いて行動しましょう。

中之条町防災行政無線

中之条町役場から地震などの自然災害発生時に、情報を屋外放送ですばやくお知らせします。

安心メール

「防犯・防災」「有害鳥獣出没」「生活関連」情報をメールでお伝えします。

右の二次元コードを読み取って空メールを送り、案内に従って登録してください。二次元コードが読み取れない場合は、nakanojo@ld21.asp.cuenote.jpにメールを送ってください。

なお、通信費は利用者負担です。



LINEでも配信しています

<次のどちらかの方法で「友だち追加」>

- ①右の二次元コードを読み取る。
- ②LINEアプリの「友だち検索」から「中之条町」(ID:@nakanojo.town)を検索する。



<受信設定が必要です>
メインメニューの「受信設定」から「配信を希望する情報」にて設定してください。

吾妻広域消防本部 火災テレホンサービス

☎050-5526-9310

吾妻広域消防本部の管轄地域で火災が発生している場合に、どこで火災が発生しているかをお知らせします。

救急病院等案内テレホンサービス

☎68-2399

吾妻広域消防東部消防署通信室内

※このサービスは、そのときに診療が可能な医療機関を案内するもので、病気の診断・治療を目的としたものではありません。

国土交通省 防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

国土交通省 川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp>

日本気象協会 <http://www.tenki.jp>

「停電や倒木による断線など電力設備に関するお問い合わせ」

東京電力パワーグリッド株式会社

☎0120-995-007(24時間受付)

※0120番号を利用できない場合 03-6375-9803(有料)



災害用伝言ダイヤル

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されます。



NTTの災害用伝言ダイヤル(171)

171 をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。



携帯電話の「災害用伝言板」サービス

携帯電話各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開き、ガイダンスに従ってください。

広告



唐澤デンソー株式会社

[中之条町鳥獣被害対策実施隊協力企業]

バッテリー ETC・ナビ
カーエアコン スターター・ダイナモ
モーター・ポンプ 発電機各種
農機・建機各種



出張修理致します

〒377-0423 中之条町大字伊勢町20-9
TEL 0279-75-6129 FAX 0279-75-6134



避難区域	避難場所	電話
小雨	20 六合支所	95-3111
	21 六合小学校	95-3571
梨木沼尾	22 高齢者センター	
	23 10区公民館	
	24 商工会六合支所	95-3549
生須	25 生須公民館	
鍛冶坂	26 中之条花楽の里	80-7123
広池高間	27 広池公民館	
赤岩	28 六合保健センター	95-3331
下沢	29 下沢公民館	
中組	30 中組公民館	
八幡	31 八幡公民館	
湯久保	32 湯久保公民館	
太子	33 太子公民館	
品木	34 品木公民館	
田代原熊倉	35 田代原公民館	
小倉	36 小倉公民館	
長平	37 長平公民館	
根広	38 根広公民館	
和光原	39 和光原公民館	
花敷	40 入山体育館	
世立	41 ふるさと活性化センター	
京塚	42 京塚公民館	
引沼	43 引沼公民館	

中之条町避難場所マップ

凡例

- 避難場所(屋外)
- 避難所(屋内)
- ペット同行避難所



わが家の災害時チェックリスト

非常用持出品をチェックしましょう



※避難するときにまず持ち出すべきものです。非常用持出袋に入れ、玄関等持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食品(3日分) | 乾パン、缶詰、栄養補助食品、アメ・チョコレート、飲料水等 |
| <input type="checkbox"/> 避難用具 | 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、ヘルメット・防災ずきん等 |
| <input type="checkbox"/> 救急用具 | 救急箱、処方箋の控え、胃腸薬・便秘薬・持病の薬、生理用品等 |
| <input type="checkbox"/> 貴重品 | 現金・10円玉、預金通帳、印鑑、保険証、免許証等 |
| <input type="checkbox"/> その他 | |



避難区域	避難場所	電話
西中之条 折田	① シルクパーク	
	② バイテック文化ホール	75-5174
	③ 中之条保育所	75-4603
中之条町	④ 中之条町役場	75-2111
	⑤ 中之条中学校	75-6464
	⑥ 総合体育館	75-4523
伊勢町 青山 市城	⑦ 中之条小学校	75-2130
	⑧ 吾妻中央高等学校	75-3455
	⑨ ツインプラザ	76-3111
	⑩ 伊勢町保育所	75-3929
山田 上沢渡	⑪ 木材活用センター	
下沢渡 下四万	⑫ 旧西中学校	
	⑬ 沢田幼稚園	75-2007
	⑭ 沢田公民館	
四万温泉	⑮ 旧第三小学校	
岩本 五反田 蟻川 大道	⑯ イサマムラ	
	⑰ 伊参公民館	
平 横尾 大塚 赤坂 栃窪	⑱ 旧名久田小学校	
	⑲ 名久田公民館	

わが家の災害時チェックリスト



備蓄品をチェックしましょう

※備蓄品は、災害復旧までの数日間を自足できるように準備しておくものです。災害後に取りに行けるよう、倉庫や車のトランク等に分けて備蓄しておくくと便利です。

- 水(1人1日3ℓを3日分)

- 食料品 乾パン、缶詰、レトルト食品(ご飯・おかゆ)、インスタント食品(ラーメン・みそ汁)等

- 生活用品 給水用ポリタンク、カセットコンロ、ティッシュペーパー、簡易トイレ、ビニール袋等

- その他



公共施設等電話番号一覽

市外局番 0279

町関連施設	TEL
中之条町役場 (代表)	75-2111
中之条町役場 六合支所 (代表)	95-3111
中之条町保健センター	75-2111
六合保健センター	95-3331
中之条町教育委員会	75-8824
ツインプラザ	76-3111
中央公民館	76-3113
ツインプラザ図書館	76-3115
パイテック文化ホール (中之条町文化会館)	75-5174
歴史と民俗の博物館「ミュゼ」	75-1922
総合体育館・総合グラウンド	75-4523
六合体育館	95-3341
中之条町ふれあい町民プール	75-2120
六合ふれあい屋内町民プール	95-5177
四万へき地診療所	64-2136
六合診療所	95-5711
中之条町介護老人保健施設 ゆうあい荘	66-2662
中之条町自動車教習所	75-2570
世代間交流館ゆびきり	75-0019
中之条町社会福祉協議会	75-8839
中之条町地域包括支援センター	75-8835
中之条町社会福祉協議会 六合支所	95-3041
中之条町地域包括支援センター六合	95-3041
中之条町商工会	75-2200
中之条町観光協会 (つむじ内)	75-8814
四万温泉協会	64-2321
吾妻広域町村圏振興整備組合事務局	75-4700
吾妻郡町村会	
吾妻物産振興協会	
吾妻消費生活センター	
なかのじょう聖苑	75-7632
吾妻東部衛生センター	75-2099
吾妻環境衛生施設組合	82-2736
吾妻東部衛生施設組合	75-2099
あがつま相談支援センター	25-8004
吾妻更生保護サポートセンター	26-2266

観光施設等	TEL
中之条ガーデンズ	75-7111
中之条花楽 (からく) の里 (旧山の上庭園)	80-7123
旧太子駅	95-3055

観光施設等	TEL
四万清流の湯	64-2610
尻焼温泉弁天の湯	95-5020
応徳温泉くつろぎの湯	95-3650
道の駅霊山たけやま「たけやま館」	75-7280
そば処「けやき」	75-7021
道の駅六合 中之条町観光物産センター	95-3219
六合の郷 しらすな	95-3342
特産品直売所 くにおハウス	090-1051-5944
野反湖ビジターセンター(キャンプ場)	090-5201-4782
赤岩 ふれあいの家	95-3008
尻焼温泉 ねどふみの里	95-5324
ふるさと活性化センター「よつてがねえ館」	95-5383
伊参スタジオ公園	75-7220
伊参芸術文化創造施設「イサマムラ」	75-3320
ふるさと交流センター「つむじ」	26-3751

学校・幼稚園・保育所	TEL
中之条小学校	75-2130
六合小学校	95-3571
中之条中学校	75-6464
六合中学校	95-3572
中之条町教育支援センター「虹」	26-3661
中之条幼稚園	75-2428
沢田幼稚園	75-2007
六合こども園	80-7221
伊勢町保育所	75-3929
中之条保育所	75-4603
中之条小学校給食センター	75-6079
東部学校給食センター	75-2826
六合学校給食センター	95-3260
県立吾妻特別支援学校	51-1111
県立吾妻中央高等学校	75-3455
白根開善学校 中等部・高等部	95-5311

消防	TEL
東部消防署	68-0119
東部消防署 中之条分署	75-4119
西部消防署	88-0119

警察	TEL
吾妻警察署	68-0110
中之条町交番	75-2148
大塚駐在所	75-5554
四万駐在所	64-2611

警察	TEL
五反田駐在所	75-5520
小雨駐在所	95-3712

郵便	TEL
中之条郵便局 (代表)	0570-943-996
中之条郵便局 (集荷・配達)	0800-0800-111
下沢渡簡易郵便局	26-7690
沢渡郵便局	66-2200
四万郵便局	64-2100
伊参簡易郵便局	26-8334
中之条名久田郵便局	75-4018
六合郵便局	95-3912
入山郵便局	95-5001

金融	TEL
群馬銀行 中之条支店	75-3311
東和銀行 中之条支店	75-2250
北群馬信用金庫 中之条支店	75-3381
ぐんまみらい信用組合 中之条支店	75-3003
あがつま農業協同組合 中之条支店	75-3077
あがつま農業協同組合 長野原支店	82-2027
中央労働金庫 中之条支店	75-2231

交通	TEL
浅白観光自動車(株) 中之条営業所	75-2321
JR東日本お問い合わせセンター(運行)	050-2016-1600
JR東日本お問い合わせセンター(忘れ物)	050-2016-1601

国の機関	TEL
中之条税務署	75-3355
前橋地方方法務局 中之条支局	75-3037
ハローワーク中之条	75-2227
中之条労働基準監督署	75-3034
前橋家庭裁判所 中之条出張所	75-2138
中之条簡易裁判所	

県の機関	TEL
吾妻行政県税事務所	75-3301
吾妻保健福祉事務所	75-3303
中之条土木事務所	75-3047
中之条土木事務所	70-4021
四万川ダム管理事務所	
中之条土木事務所 長野原事業所	82-2040
吾妻発電事務所	75-2746

広告

中之条町の愛車買取り相談窓口

無料査定・高価買取

まずは売却前にお電話を!

☎ 0279-75-0631



【創業40年以上の実績】
トミザワモーターズ
住所: 中之条町五反田29-3




住民届出・証明

住民登録・戸籍届出

☎ 住民福祉課 住民戸籍係 ☎75-8821

住民登録に関する届出

住民登録によって、住民基本台帳が作られます。この台帳は、選挙権や学校の転入学、運転免許の取得といった、手続きなどの基本となるものです。住所や世帯を変更したいときには、必ず本人または同じ世帯の方が届出をしてください。

届出種別	届出期間	届出人	持参するもの
転入届	住所を定めた日から14日以内	本人または同じ世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書 本人確認書類※ マイナンバーカード(暗証番号が必要です) 在留カード(外国人住民) パスポート(海外からの転入者)
転居届	住所を定めた日から14日以内	本人または同じ世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類※ マイナンバーカード(暗証番号が必要です) 在留カード(外国人住民)
転出届	転出をする日または前14日以内	本人または同じ世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類※ マイナンバーカード 印鑑登録証(登録者) 在留カード(外国人住民)
世帯主変更届	変更した日から14日以内	本人または同じ世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類※
世帯分離届			
世帯合併届			

※申請にあたっては、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)を必ず提示していただきます。
 ※上記届出人以外の方からの届出は、「委任状」が必要です。届出の際には、本人確認をさせていただきます。
 ※その他、住所変更に伴う手続きがありますので、各担当にお問い合わせください。

戸籍の届出

届出種類	届出人および届出期間	持参するもの
出生届	父または母 ・届出期間(出生の日から14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> 出生届(出生証明書) 母子健康手帳
婚姻届	婚姻する二人	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届(証人二人の署名済みのもの) 本人確認書類※
離婚届	夫と妻 ・届出期間(裁判離婚の場合は、裁判確定の日から10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届(証人二人の署名済みのもの)[裁判離婚の場合、証人は不要]
死亡届	親族、同居者、家主の順 ・届出期間(死亡の事実を知った日から7日以内)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届(死亡診断書)
転籍届	戸籍筆頭者および配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 転籍届(筆頭者および配偶者の署名済みのもの)

※婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届出時には、窓口に来た方の本人確認が必要です。写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)の提示により確認を行います。
 ※その他の届出については、住民戸籍係へお問い合わせください。

住民票・戸籍などの証明

▶住民票などの証明書

- 請求の際、窓口に来た方に本人確認をマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどでさせていただきます。
- 本人、世帯員以外は、委任状が必要です。
- 住民票コードやマイナンバー入りの住民票が必要な場合は窓口にお申し出ください。ただし、本人および世帯員からの請求のみ交付することができます。また、提出先や使用目的を聞き取りさせていただく場合があります。

種類	手数料(1通)
住民票の写し(世帯全員のもの)※	300円
住民票の写し(個人または世帯一部のもの)※	
住民票除票の写し(個人のもの)	
住民票記載事項証明書※	

※印のあるものは「コンビニ交付」が可能です

▶戸籍などの証明書

- 本籍地のある市町村で発行します。
- 「戸籍証明書の広域交付制度」により、本籍地以外の市町村で発行できる証明書もあります。



住民届出・証明

- ・請求の際、窓口に来た方の本人確認をマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどでさせていただきます。
- ・直系親族・配偶者以外の戸籍は、正当な理由がない場合、請求できません。

種類	手数料(1通)
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	
改製原戸籍謄(抄)本	
戸籍附票謄(抄)本	300円
身分証明書	350円
届出書の受理証明書	350円
届出書の記載事項証明書	

印鑑登録

町に住民登録されている人は、印鑑を登録することができます。ただし、15歳未満及び意思能力を有しない方は登録できません。なお、登録の際、代理人に依頼したときや本人確認の書類として、マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの官公署が発行した証明書をお持ちでなく、保証人もいない場合は、本人の登録意思を確認するために、登録する本人の自宅に照会書を郵送しますので、印鑑登録証の即時発行はできません。

▶必要なもの

本人が窓口で申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・本人であることが確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの官公署が発行した証明書) ・写真付きの官公署が発行した証明書をお持ちでない方は、保証人と保証人の実印・印鑑登録証・本人確認書類 ※保証人になれる方は、町に住民登録をしてあり、かつ、印鑑登録をしてある方
代理人が申請する場合 (※即時発行はできません)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・委任状 ・代理人の本人確認できるもの

手数料 1件につき300円

▶登録できない印鑑

- ・直径が8mm以下または25mm以上のもの
- ・同じ世帯で同一の印影がすでに登録してあるもの
- ・ゴム印や印影の変化しやすいもの(欠けている印鑑)
- ・印影が鮮明でないもの
- ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの(逆彫り、絵柄のあるものなど)

▶印鑑登録証明書

必ず印鑑登録証(えんじ色の手帳)を添えて、申請書に必要な事項を記入してください。代理人が申請する場合でも委任状は必要ありません。

手数料は、証明書発行(1通)300円です(コンビニ交付可)。

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使い、コンビニなどに設置されているマルチコピー機で証明書が取得できます。

土日祝日や役場窓口が開庁していない時間も証明書を取得できます。手数料も同じ金額です。

▶コンビニなどで取得できる証明書

証明書	手数料	その他
住民票の写し	300円	現住所が中之条町の方に限られます。 住民票コードは記載されません。
住民票記載事項証明書		現住所が中之条町で、印鑑登録が済んでいる方に限られます。
印鑑登録証明書	300円	現住所が中之条町の方に限られます。 最新の課税年度分のみ発行できます。 (過去の年度分は役場・支所窓口で取得してください。)
所得課税証明書		

注意:手数料の免除規定に該当する方もコンビニ交付では手数料がかかります。同じ世帯に転出予定者がいる場合などは利用できません。

- ・利用時間 6:30から23:00 ※システムメンテナンス時は利用できません。
- ・利用できる店舗 マルチコピー機があるコンビニなど全国約56,000店舗
※町内では、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン

外国人住民制度

▶外国人住民制度のご案内

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成24年7月9日施行)により、外国人登録制度は廃止され、外国人住民の方についても日本人と同様に住民基本台帳の適用対象になりました。これにより外国人住民の方も日本人と同じように住民票の写しが発行できます。

▶外国人住民の方も住所変更届が必要

- ・住所変更が生じた場合、その日から14日以内に在留カードまたは特別永住者証明書、もしくはみなし在留カード・みなし特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持参のうえ、転入・転居・転出の届出をしなければなりません。
- ・町外へ住所を変更するときは、住民戸籍係に届出を提出し、転出証明書の交付を受けてから、新しい住所地の市役所・町役場などに転入の届出をしてください。
- ・本国に帰国するときや、長期間日本を離れるときは、再入国許可を受けている場合であっても、原則として転出の届出が必要です。在留資格や在留期間、氏名、国籍などの変更については、住民戸籍係に届出をする必要はありません。

▶住民基本台帳法の対象者となる外国人住民の方

- ・短期滞在者、在留資格なしの外国人を除く中長期在留者
- ・特別永住者
- ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ※3カ月以下の在留期間が決定された方、在留資格が短期滞在の方、法施行時に在留資格がない方は、住民票が作成されません。



パスポート(旅券)手続き

問 住民福祉課 住民戸籍係 ☎75-8821

パスポートの申請と交付

▶ 毎週月曜日～金曜日(開庁日を除く)

• 申請:9:00～16:30 • 交付:8:30～17:15

▶ 役場で申請できる方

• 原則として、中之条町に住民登録をしている方(一定条件に該当する居所申請を除く)。

▶ 申請の手続きに必要なもの

• 戸籍全部事項証明書(申請日から6ヶ月以内に発行されたもの)

※有効期間内に旅券を切り替える場合で、氏名、本籍の都道府県名、性別及び生年月日に変更がない場合は省略できます。

• 写真は、「縦45mm×横35mm」1枚。写真の規格が厳格に決められているため、写真専門店での撮影をお勧めします。

• 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)。

• パスポートをお持ちの方は、前回取得したパスポートを必ず申請時にお持ちください。

• パスポートの受け取りは、年齢に関係なく申請者本人が申請した窓口に来る必要があります。

• 申請から受領までの期間は、開庁日を除く6日間です。余裕をもって申請してください。

▶ 交付時の手数料

	10年 パスポート (18歳以上)	5年 パスポート (12歳以上)	5年 パスポート (12歳未満)	残存有効 期間同一 旅券
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円	4,000円
群馬県証紙	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
合計	16,000円	11,000円	6,000円	6,000円

各種相談事業

町民の方などを対象に、各種相談を定期的で開催しています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

相談日時の詳細は、毎月発行している「広報なかのじょう」または町ホームページでご確認ください。



地域の法的サービスの充実に努めています。
まずはお気軽にお電話下さい。

あがつま法律事務所

群馬弁護士会所属
弁護士 小林有斗

相続, 離婚, 不動産,
交通事故, 損害賠償, 労働,
借金, 刑事, その他法律全般

☎ 26-2100

中之条町伊勢町763-4 駅南ビル2階西

法律相談

問 総務課 秘書広報係 ☎75-8800

相談や金融問題等、法律に関する様々な問題について、町顧問弁護士が対応します。相談は町民限定です。

※要予約(電話または町LINEから)

日時: 毎月第2木曜日13:00～

場所: 役場

行政相談

問 総務課 秘書広報係 ☎75-8800

総務大臣から委嘱を受けた民間の有識者「行政相談委員」が、行政に対する苦情や相談を受け付け、問題解決のお手伝いをします。

日時: 偶数月

場所: 役場及び六合支所

※電話での相談は、行政苦情110番 ☎ 0570-090-110
(平日8:30～17:15)へご連絡ください。

人権相談

問 前橋地方法務局 中之条支局 ☎75-3037

法務大臣から委嘱を受けた民間の有識者「人権擁護委員」が、いじめ、体罰、性別などでの差別、家庭内や近隣との揉め事などの人権問題について相談に応じます。

日時: 毎週木曜日(祝日を除く)9:00～16:00

場所: 前橋地方法務局 中之条支局

中之条町大字中之条町692-2

デジタルなんでも相談

問 地域共創課 企画・デジタル戦略係 ☎75-8837

町デジタル推進専門官が、スマートフォンやタブレット端末等の使い方など、デジタル技術に関して幅広く相談を受け付けます。

※要予約(電話または町LINEから)

日時: 毎週火曜日10:00～12:00、13:00～18:00

場所: 役場

広告

「税理士は未来をつくるパートナー」 税理士法人あがつま会計

税務のことはもちろん
社会保険に関することなど
何でもお気軽にご相談
ください。



住所 中之条町中之条町441-20

TEL 0279-26-3930

詳しくはホームページへ!

税理士法人あがつま会計 検索





税金

固定資産税

☎ 税務課 固定資産税係 ☎75-8810

▶課税対象

固定資産税は、毎年1月1日現在で町内に土地・家屋・償却資産(事業用の機械・器具・構築物など)を所有している方に課税されます。

▶税率

税率は、土地・家屋・償却資産ともに100分の1.4で、これを課税標準額にかけたものが固定資産税となります。ただし、課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合は課税されません。なお、固定資産評価額(土地・家屋)は、3年に1度見直されます。

▶家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、取り壊した年内に固定資産税係に家屋滅失届を届出してください。届出がないと、家屋がないにもかかわらず課税される場合があります。

▶不服があるとき

固定資産税の縦覧期間は、毎年4月1日から最初の納期限までです。固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までに町固定資産評価審査委員会(総務課 秘書広報係)に審査の申出をすることができます。

都市計画税

☎ 税務課 固定資産税係 ☎75-8810

▶課税対象

大字 西中之条、中之条町、伊勢町地内にある土地および家屋を所有している方に課税されます。

▶税率

税率は、土地及び家屋ともに100分の0.1で、これを課税標準額にかけたものが都市計画税となります。都市計画税は、固定資産税と合わせて納めていただきます。

広告

税務・会計・決算・申告や
独立・開業・経営・相続等

ぜひお気軽にご相談下さい

税理士法人 アイエムオー

税理士 石井 敬浩

中之条事務所 吾妻郡中之条町大字折田680

TEL 0279-75-2577

FAX 0279-75-2976

弁護士・税理士 石井 英智

前橋事務所 前橋市鳥羽町417-10

丸三前橋インタービル4-B

TEL 027-289-4401

FAX 027-289-4601

個人町県民税

☎ 税務課 住民税係 ☎75-8808

町民税は、毎年1月1日現在、町内に住んでいて前年中に所得のあった方に課税されます。町民税を納めていただく方には、併せて県民税も納めていただくこととなります。

▶町県民税の内訳

町県民税には、所得割と均等割があり、その合計金額が年税額となります。

区分	概要
所得割	所得に応じて負担していただきます。計算式は、原則として次のとおりとなります。 (所得 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除
均等割	一定の所得のある方に負担していただきます。町民税3,000円、県民税1,700円(基礎課税分1,000円 + ぐんま緑の県民税分700円)です。ただし、所得や扶養状況などによっては、非課税の場合もあります。

※令和6年度より、森林環境税(国税)の課税が始まり、年額1,000円が町県民税と併せて課税されます。

法人町民税

☎ 税務課 住民税係 ☎75-8808

法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人や人格のない社団などにかかる税で、資本金等の額や従業員数に応じて負担する均等割と、法人等の事業収益に応じて負担する法人税割があります。

▶納付方法

法人町民税を納める義務のある法人は、原則決算終了後2か月以内に申告書を提出し、申告した税額を納めていただきます。

▶課税内容

均等割	中之条町内 従業員数	資本金等の金額				
		1千万円 以下	1千万円超 ~1億円 以下	1億円超 ~10億円 以下	10億円超 ~50億円 以下	50億円超
均等割	50人以下	5万円	13万円	16万円	41万円	
	50人超	12万円	15万円	40万円	175万円	300万円
法人税割	事業収益に応じて負担していただくものです。計算式は、原則として次のとおりです。 法人税額 × 8.4 ÷ 100					

国民健康保険税

☎ 税務課 住民税係 ☎75-8809

国民健康保険に加入している方(被保険者)の世帯主に課税されます。被保険者でない世帯主であっても、その世帯に被保険者がいる場合はその世帯主に課税されます。

▶税率及び課税額

国民健康保険の税率および課税額は、所得割・均等割・平等割を合算して算出します。

	課税の対象	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	前年の合計所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた金額(注1)	7.00%	2.80%	2.20%
均等割	被保険者1人当たりの額	24,000円	9,200円	8,500円
平等割	1世帯当たりの額	21,200円	8,400円	8,000円
課税 限度額	1世帯当たりの課税限度額	65万円	24万円	17万円

(注1)ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合は、基礎控除額が少なくなります。

※異動があった場合は、月割りで課税をします。その結果により増減が発生することがあります。

※この税率及び課税額は、令和6年度現在のものです。

軽自動車税

☎ 税務課 固定資産税係 ☎75-8810

毎年4月1日現在、町内に定置場(車を置くところ)がある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、および二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。廃車にするときや所有者・車体変更があった場合には申告が必要です。なお、車種ごとの申告場所は以下のとおりです。

▶申告場所一覧

区分		申告場所	
原動機付 自転車	50cc以下 (特定小型含む)	役場 税務課 固定資産税係 ☎75-8810 【登録の時に持参するもの】 販売証明書又は譲渡証明書等 【廃車の時に持参するもの】 標識(ナンバー)、標識交付証明書	
	90cc以下		
	125cc以下		
小型特殊 自動車	ミニカー		
	農耕用 その他		
軽自動車	四輪	乗用 営業用	軽自動車検査協会群馬事務所 (前橋市五代町1047-2) ☎050-3816-3109
		乗用 自家用	
	貨物	営業用	
		自家用	
軽二輪 大型バイク 大型農耕車	三輪660cc以下	関東運輸局群馬運輸支局 (前橋市上泉町399-1) ☎050-5540-2021	
	126cc~250cc 250ccを超える		

納税方法と納期

☎ 税務課 収納係 ☎75-8805

▶町税などの納期 税金には、それぞれ納期がありますので、期限を守って納付してください。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は各期の月末です。ただし、12月は25日が納期限となります(納期限が休日にあたる時は、休日の翌日とその期限になります)。

※町県民税の特別徴収(給与天引き)の場合は、6月から翌年5月までの12回に分けて徴収されます。

※町県民税および国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)の場合は、4月から翌年2月までの偶数月(6回)に分けて徴収されます。

広告

～一人で悩まず専門家におまかせください～

相続・財産承継に関するご相談

- 法人・個人・相続等税務手続き
- 財務・財務相談・自計化支援

税理士 富沢尚史
行政書士

まずは
お気軽に
お問合せ
ください!



税理士法人 Blue Roses

〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町1228-1
TEL.0279-26-2164 FAX.0279-26-2165



保険・年金

国民健康保険

☎ 住民福祉課 保険年金係 ☎75-8819

国民健康保険(国保)とは、みなさんが国民健康保険税(国保税)を出し合い、病気やケガをしたときに、安心して医療が受けられるように自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。

※下記の届出には、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)と世帯主及び被保険者の個人番号(マイナンバー)のわかるものをお持ちください。

🌸 届出が必要な場合

次のようなことがあった場合には、14日以内に届出をする必要があります。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入する場合	中之条町に転入したとき	前住所地の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき [被扶養者からはずれたとき]	資格喪失証明書(健康保険を喪失した日付の分かるもの) [被扶養者でなくなったことの証明書]
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	外国籍の方が国保にはいるとき (※3カ月を超える在留資格必要)	前住所地の転出証明書、在留カード、特別永住者証明書、パスポート
やめる場合	他の市区町村に転出するとき	保険証(もしくは資格確認書)
	職場の健康保険に加入したとき (被扶養者になったとき)	国保の保険証(もしくは資格確認書)と職場の保険に加入したことがわかるもの
	死亡したとき	保険証(もしくは資格確認書)
	生活保護を受けたとき	保険証(もしくは資格確認書)、生活保護開始決定通知書
	外国籍の方が国保をやめるとき	保険証(もしくは資格確認書)、在留カード、特別永住者証明書、パスポート
その他	保険証(もしくは資格確認書)をなくしたとき	本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、保険税の領収書等)
	修学のため町外に住所を定めるとき	在学証明書(修学者用「マル学」保険証(もしくは資格確認書)を交付します)

保険・年金

🌸 高額療養費

病気やけがで医療機関にかかり、1か月の医療費が高額になった場合、国保に申請すると、一定の基準に基づき高額療養費が支給されます。ただし、保険がきかない差額ベッド料や食事代などは、支給の対象外です。

▶申請に必要なもの

①保険証(もしくは資格確認書)、②領収書、③世帯主の金融機関の口座番号、④マイナンバーのわかるもの

※高額療養費支給該当世帯には、診療月から2~3か月後に、申請書を送付しますので、上記のものを持って高額療養費の申請手続きをしてください。

🌸 葬祭費

国保に加入している方が亡くなったとき、葬祭を行った方に5万円が支給されます。

▶申請に必要なもの

①預金通帳等口座が確認できるもの、②必要に応じて葬祭費の領収証・会葬礼状(葬祭を行った方が分かるもの)

🌸 出産育児一時金

国保に加入している方が出産したとき、出産育児一時金が世帯主に支給されます。なお、以前加入していた健康保険から同種の一時的金が支給される場合は、国保からは支給されません。

病院などの窓口で申請し、町国保から直接病院などに支払う仕組み(直接支払制度)になっています。直接支払制度をご利用にならない方や差額が発生する場合は、役場の窓口で申請が必要です。

▶申請に必要なもの

①保険証(もしくは資格確認書)、②預金通帳等口座が確認できるもの、③領収書、④直接支払制度合意書の写し

▶支給額

48.8万円(産科医療補償制度加入機関は、50万円)

🌸 人間ドック補助金の一部助成

国民健康保険に加入している方の健康管理と疾病予防を推進し、病気の早期発見・早期治療のため、人間ドック(脳ドック等の各種ドックを含む)受診費用の一部を助成します(特定健康診査の検査項目を満たしていることが必要です)。なお、同じ年度内での町の特定健診(集団・個別)受診と人間ドック助成利用の併用はできませんのでご注意ください。

▶助成額 上限2万円

後期高齢者医療

☎ 住民福祉課 保険年金係 ☎75-8819

後期高齢者医療制度は、県内のすべての市町村で構成される「群馬県後期高齢者医療広域連合」が運営主体（保険者）となり、広域連合と市町村が連携して事務を行っています。

保険証（もしくは資格確認書）の再発行は、市町村の窓口で行います。

後期高齢者医療の被保険者

対象となる方	対象となる日
75歳以上の方	75歳の誕生日当日
一定の障害のある65～74歳の方で、申請により広域連合の認定を受けた方	広域連合の認定を受けた日

各種手続き

こんなとき	届出に必要なもの
65～74歳で一定の障害がある方が加入しようとするとき	保険証（もしくは資格確認書）、年金証書・身体障害者手帳などの書類
県外に転出するとき	保険証（もしくは資格確認書）
県外から転入してきたとき	負担区分証明書、認定証明書（該当する方のみ）
同じ県内で住所が変わったとき	保険証（もしくは資格確認書）、負担区分証明書
生活保護を受け始めたとき	保険証（もしくは資格確認書）
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人確認できるもの、使えなくなった保険証（もしくは資格確認書）
死亡したとき	死亡した方の保険証（もしくは資格確認書）、喪主の口座が確認できるもの
コルセットなどの補装具を作ったとき	保険証（もしくは資格確認書）、医師の意見書、領収書、明細書、口座が確認できるもの

※上記の届出には、本人確認書類（運転免許証、パスポート等）と個人番号（マイナンバー）のわかるものもお持ちください。

▶群馬県後期高齢者医療広域連合

前橋市大渡町一丁目10番地7（群馬県公社総合ビル6階）
☎027-256-7171（代表）

国民年金

☎ 住民福祉課 保険年金係 ☎75-8819

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入し、高齢期になると、加入期間や納付月数に応じて、老齢年金を受け取れます。これに加え、会社員や公務員等は厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして、老齢厚生年金も受け取るようになります。

国民年金の種類

年金加入者は、3つの種別に分けられています。

第1号被保険者	自営業や農林漁業、学生など
第2号被保険者	会社員や公務員など
第3号被保険者	専業主婦（夫）など （第2号被保険者に扶養されている配偶者）

変更の届出

就職や退職などにより、年金の種別が変わるときは、手続きが必要になります。必要な書類を確認し、手続きをしてください。

こんなとき	手続き先	手続きに必要なもの
会社等を退職（厚生年金などを脱退）したとき	役場	基礎年金番号のわかるもの、社会保険離脱証明書
厚生年金などに加入する配偶者の扶養に入るとき（第3号被保険者の届出）	配偶者の勤務先	基礎年金番号のわかるもの
配偶者の扶養からはずれるとき（第1号被保険者の届出）	役場	基礎年金番号のわかるもの、扶養からはずれたことを証明するもの（社会保険離脱証明書など）
就職（厚生年金・共済組合に加入）したとき	役場	基礎年金番号のわかるもの、職場の保険に加入したことがわかるもの

給付の種類

▶老齢基礎年金

受給資格期間を満たすと、請求により65歳から支給されます。なお、60歳を過ぎていれば、希望により65歳前に年金を請求することはできますが、一定の割合で減額となります。厚生年金に加入したことがある方は老齢厚生年金も支給されます。

▶障害基礎年金

国民年金加入中に初診日がある病気やケガが原因で障害が残ったとき、一定の要件を満たした方に対して支給されます。請求は20歳から65歳未満（または、老齢基礎年金受給前まで）の間に行なわなければなりません。厚生年金加入中に初診日がある場合は、障害厚生年金を請求します。

▶遺族基礎年金

国民年金保険料納付期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた18歳未満の子がいる配偶者、または子に支給されます。厚生年金加入者が死亡したときは、生計同一の遺族が遺族厚生年金を受けられる場合があります。

▶寡婦年金

老齢基礎年金を受けられるはずの夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けることなく亡くなったとき、夫に生計を支えられていた妻（婚姻期間10年以上）が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

▶死亡一時金

第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金を受けられる場合には死亡一時金は支給されません。

◎日本年金機構 渋川年金事務所
渋川市石原143-7 ☎22-1614



保険・年金

介護保険

☎ 住民福祉課 介護保険係 ☎75-8820

介護保険制度は、介護保険料を納付し、介護が必要になった場合に、費用の一部を支払うことで介護サービスを受けることができる社会保険制度です。介護サービスを利用する場合は、「要介護(要支援)認定」を受けるための申請手続きが必要です。

被保険者

- ◎第1号被保険者 65歳以上の方
- ◎第2号被保険者 40歳～64歳で医療保険に加入している方

介護サービスを利用できる人

- ◎第1号被保険者 介護や支援が必要になり、町の要介護(要支援)認定を受けた方
- ◎第2号被保険者 老化が原因とされる病気(特定疾病)が原因で介護や支援が必要になり、町の要介護(要支援)認定を受けた方

介護サービスを利用するための手続き

①申請	◎必要なもの 申請書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証(第2号被保険者の方)
②訪問調査および主治医意見書	◎訪問調査 町職員が自宅等を訪問し、心身の状態や日常生活の状況などを聞き取り調査します。 ◎主治医意見書 町からの依頼に基づき、主治医が意見書を作成します。
③要介護認定および結果通知	訪問調査や主治医意見書などをもとに、学識経験者で構成される介護認定審査会で審査、判定が行われます。その結果により町が要介護(要支援)の認定を行い、認定結果の通知と被保険者証が送付されます。
④ケアプラン作成の依頼	居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護保険施設などに所属する介護支援専門員(ケアマネジャー)に、ケアプラン(介護サービス計画)の作成を依頼します。
⑤ケアプランの作成	ケアマネジャーが中心となり、本人や家族、サービス事業者の担当者が話し合い、本人に合ったサービスの種類や利用回数など具体的な内容のケアプランを作成します。
⑥サービスの利用	サービス事業者と契約し、ケアプランに沿って介護サービスを利用します。



保険・年金

広告

地域密着型
デイサービス想～そう～



〒377-0417
吾妻郡中之条町赤坂219-3
(旧名久田幼稚園)
TEL. 0279-51-8191



人の和、地域の輪、はなまるの〇

- ・総合事業
- ・地域密着型通所介護
- ・居宅介護支援事業所



NPO法人

寄り処はなまる

☎(0279)66-2161 FAX (0279)66-2165
<http://www12.wind.ne.jp/hanamaru/>

fy for you
あなたのための総合保険

変わらない明日のために

総合保険 朋友

中之条町伊勢町27-8

TEL 0279-76-3625

E-mail: info@foryou-hoken.com

<http://www.foryou-hoken.com>

火災・自動車・生命・介護保険
証券診断・見直し実施中!!



🌸 介護保険で受けられる介護サービス

要介護（要支援）認定が要介護1～5と認定された方は、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、要支援1・2と認定された方は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスが利用できます。

居宅サービス	介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具購入 居宅介護住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防支援 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入 介護予防住宅改修
施設サービス	
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 	
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

※町内に事業者がないサービスも記載しています。

🌸 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

▶介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要支援1・2と認定された方や、生活機能が低下していて将来的に介護や支援が必要となる恐れのある高齢者に対して介護予防・生活支援サービス事業を提供します。また、一般介護予防事業として、介護予防に関する啓発活動や介護予防ボランティアの育成を行います。

介護予防・生活支援サービス事業	
要支援1・2 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービス 通所型サービス
一般介護予防事業	
65歳以上のすべての高齢者及びその支援のための活動に関わる方	介護予防教室等

▶包括的支援事業

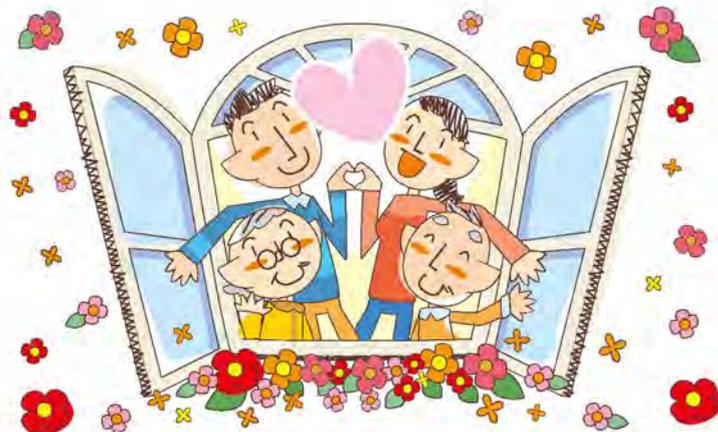
地域包括支援センターを設置、運営するとともに①在宅医療・介護連携②認知症施策③生活支援サービスの体制整備④地域ケア会議を推進し、高齢者が地域で安心して生活を継続できる環境整備を行います。

▶任意事業

町の判断により独自の事業を実施する事業で、介護給付費の適正化、成年後見制度の利用支援や徘徊高齢者探索システム利用費用の補助、介護者向けの介護技術の教室、認知症サポーターの養成等を行います。



保険・年金



保健・福祉

保健センター

保健環境課 健康係 ☎75-8833

保健センターでは、町民の皆さんの健康を守るため、赤ちゃんからお年寄りまでの各種健診や相談事業、各種教室などを行っています。毎日が健康で過ごせるように、町の健診などで健康チェックをしましょう。
詳しくは、毎月配布される「広報なかのじょう」や町ホームページなどでお知らせします。

母子関係

名称	対象	内容
両親学級	初妊婦及び希望する経妊婦とその夫	沐浴の実習をします。
妊婦歯科健診	妊婦	町内歯科医院で無料で健診を受けることができます。対象者へ通知します。
こんにちは赤ちゃん事業	赤ちゃんがお生まれになったご家庭	助産師・保健師の訪問・子育てや授乳についての相談
4か月児健診	当該月で満4か月になる乳児	問診・身体計測・医師の診察・保健師との相談・離乳食の進め方
6か月児相談	当該月で満6か月になる乳児	問診・身体計測・保健師、栄養士との相談
9～10か月児健診	当該月で満9～10か月になる乳児	問診・身体計測・医師の診察・保健師、栄養士との相談・離乳食試食
12～13か月児相談	当該月で満12～13か月になる乳児	問診・身体計測・保健師、栄養士、歯科衛生士との相談
1歳6か月児健診	当該前月で満1歳6か月になった幼児	問診・身体計測・医師、歯科医師の診察・フッ素塗布・保健師、栄養士との相談・発達相談
2歳児歯科健診	当該前月で満2歳になった幼児	問診・身体計測・歯科医師の診察・フッ素塗布・保健師、栄養士との相談・ことばの相談
2歳6か月児歯科健診	当該前月で2歳6か月になった幼児	問診・身体計測・歯科医師の診察・フッ素塗布・保健師との相談・ことばの相談
3歳児健診	当該前月で満3歳になった幼児	尿検査・目の検査・問診・身体計測・医師、歯科医師の診察・フッ素塗布・保健師、栄養士との相談・発達相談・ことばの相談
のびっこ健診	当該年度で満5歳になった幼児	保護者と、お子さんが通う園所の先生に記入していただいた質問票をもとに、心理士や保健師が園所での様子を観察します。その様子を保護者や園所と共有し、相談・支援します。
母と子の健康相談	希望者	保健師・栄養士が相談をお受けしています。体重測定等、希望される方は事前にご連絡ください。
ぶちくらぶ	1歳までの親子	1歳までの親子を対象とした仲間づくりの場です。
すくすく広場	1歳～就園前までの親子	1歳～就園前までの親子を対象とした遊びの教室。
のびっこ相談	3歳以上就学前の幼児	就学前の幼児を対象とした発音・吃音等ことばの相談
乳児おむつ等購入補助	満2歳までの乳児の保護者	月額上限3,000円、購入費用の80%を補助します。 対象商品:紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・おむつライナー・おしりふき ※申請は住民福祉課少子化・子育て対策係へ

※乳幼児健診の対象月は、中之条町健康カレンダー（町ホームページにも掲載）をご覧ください。

母子健康手帳の交付

妊娠したら母子健康手帳の交付を受けましょう。

母子健康手帳は、妊娠・出産・育児に関する記録や注意事項が記載されていて、健康診査や予防接種など母子の健康管理に欠かせないものです。妊娠したら、妊娠届けを保健センター窓口へ提出し、手帳の交付を受けてください。

手帳と同時に妊婦健康診査受診票も交付されます。

妊娠の判定にかかわる初回産科受診料の補助も行います。

特定不妊治療費等助成事業

不妊治療をされている夫婦に治療費の一部を助成します。一般・特定不妊治療、不育症が対象となります。

🌸 子育てモバイルサービス「なかのん☆子育て応援サイト」

このサイトに登録すると、「予防接種」「医療機関」「町からのお知らせ」といった子育てに必要な情報をモバイルでお知らせします。

子どもの生年月日にあわせて、自動で専用のオーダーメイドスケジュールを算出し、予防接種のスケジュールを作成することができます。また、乳幼児健診の結果を記録しておくこともできます。

※登録は無料です(通信費は利用者負担)。

<https://nakanojo-town.city-hc.hp/>



🌸 各種予防接種

種別	対象者	接種方法	備考	
ロタウイルス	生後6週～24週(1価) または32週(5価)	2回(1価) 3回(5価)	1回目の接種は出生14週6日までに受けてください。	
B型肝炎	1歳未満	27日以上の間隔をあけて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をあけて1回接種		
BCG	1歳未満	1回接種		
小児用肺炎球菌	生後2カ月～60カ月未満	初回	27日以上間隔をあけて3回接種	接種月齢により接種回数異なります。
		追加	初回3回終了後、60日以上あけて、生後12カ月以降に1回接種	
五種混合(1期) ・ジフテリア ・破傷風 ・百日咳 ・ポリオ ・ヒブ	生後2カ月～90カ月未満	初回	20日以上の間隔をおいて3回接種	
		追加	初回終了後6カ月以上の間隔をおいて1回接種	
日本脳炎	1期初回	生後6カ月～90カ月未満	6日以上の間隔をおいて2回接種	
	1期追加	生後6カ月～90カ月未満	初回終了後、概ね1年をおいて1回接種	
	2期	9～13歳未満	1回接種	
麻疹風疹混合	1期	生後12カ月～24カ月未満	1回接種	
	2期	小学校就学前の1年間(年長児)	1回接種	
水痘	生後12カ月～36カ月未満	3カ月以上の間隔をおいて2回接種		
二種混合(2期) ・ジフテリア ・破傷風	11歳以上13歳未満	1回接種		
子宮頸がん予防ワクチン	中学1年生～高校1年生に相当する年齢の女子	1カ月以上の間隔をおいて2回接種後、3カ月以上おいて1回接種		
高齢者インフルエンザ	65歳以上・60～64歳ハイリスク	1回接種(毎年)	期間限定 (一部自己負担あり)	
高齢者用肺炎球菌	65歳	1回接種	(一部自己負担あり)	
高齢者コロナ	65歳以上・60～64歳ハイリスク	1回接種(毎年)	期間限定 (一部自己負担あり)	

※上記以外の予防接種についても一部補助制度がありますので、お問い合わせください。

広告

～地域の患者さんに寄り添う～

医療法人東瞭会

櫻井医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
15:00～18:00	●	●	●	—	●	●

●休診日 第3水曜日・日曜日・祝日

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1585-1

TEL: 0279-82-3999

内科
外科
胃腸内科
整形外科

肛門外科
リハビリテーション科

放射線科
人工透析内科

院長 櫻井 隆久

当院のホームページができました♪
最新の情報はコチラへ!

☆"美容"を始めました☆

副院長 櫻井 尚子

保健・福祉

成人関係

年齢に応じて、各種健診(検診)がありますので、進んで受診しましょう。
 検診希望調査票で希望された人には、検診時期にあわせて受診案内・受診票等を送付します。
 個別検診を希望する方は、個別検診の受け方をご確認の上お申し込みください。

▶がん検診

検診の種類	実施方法	対象	自己負担金	内容
胃がん検診 (胃バリウム検査)	集団検診	40~79歳	無料	問診・胃部レントゲン撮影 80歳以上の方は医療機関での検診をおすすめします。
(胃内視鏡検査)	個別検診	50歳以上	3,000円	委託医療機関で受けられます。詳細はお問い合わせください。
大腸がん検診	集団検診	40歳以上	無料	問診・2日間の便潜血反応検査 (当日は問診票の確認と回収のみ)
乳がん検診	集団検診	40歳以上女性		問診・マンモグラフィ(乳房レントゲン撮影) 集団検診は、原町赤十字病院での施設検診と検診車での検診があります。
	個別検診			
子宮頸がん検診	集団検診 個別検診	20歳以上女性	問診・内診・細胞診	

▶住民健診 特定健診と同時に実施します

検診の種類	実施方法	対象	自己負担金	内容
結核・肺がん検診	集団検診	40歳以上	無料	問診・胸部レントゲン撮影
	個別検診	40歳以上で身体的理由により集団検診が受けられない人または80歳以上の希望者		胸部レントゲン直接撮影(指定医療機関) 事前に保健センターへお申し込みください。
特定健診	集団健診	40~74歳		問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察・必要に応じ追加検査あり
	個別健診	【国民健康保険加入者】		
後期高齢者健診	集団健診	75歳以上 【後期高齢者医療保険加入者】		特定健診は個別健診も行っています。受診票をご持参のうえ、かかりつけ医療機関等へご相談ください。
若年健診(一般健診)	集団健診	20~39歳・生活保護受給者		特定健診とほぼ同じ内容です。
前立腺がん検診	集団検診	50歳以上の男性(治療中除く)		問診・血液検査(PSA検査)
肝炎ウイルス検診	集団検診	40歳	問診・血液検査 (B型・C型肝炎ウイルス検査)	

▶その他の検診・事業

検診の種類	実施方法	対象	自己負担金	内容
骨密度検診	集団検診	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性	無料	問診・腕のレントゲン撮影(DEXA法) 予約制 対象者へ受診案内を送付します。
健康相談	個別	希望者		保健師・栄養士による相談
健康づくり講習会	集団	希望者		血圧測定、健康講話、健康食の試食、生活習慣病予防・健康な生活に向けての講習会
家庭訪問(訪問指導)	個別	希望者		訪問による指導
こころの健康相談	個別	希望者(予約制)		ストレス、うつ、認知症等の精神科医師による相談 申し込み・問い合わせ 吾妻保健福祉事務所 ☎75-3303
成人歯科健診	個別	20・30・40・50・60・70才		町内歯科医療機関へ予約の上受診 対象者へ受診案内を送付します。

※対象者の年齢は、年度末の年齢です。

活動量計を活用した健康づくり事業

20歳以上を対象に、町指定の活動量計を装着し、月に1回データ通信を行い健康づくりに活用します。
 活動量計の装着を希望する人は、保健センターへお問い合わせください。

骨髄移植ドナー支援事業費補助金

骨髄移植ドナーとして骨髄等提供された方に助成金を交付します。
 白血病等の治療はドナーの方からの骨髄や造血幹細胞の提供が必要です。ドナー登録へのご理解・ご協力をお願い致します。

障害者福祉

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎75-8818

🌸 障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

各種福祉制度やサービスを利用するには、この手帳が必要となります。

▶ 身体障害者手帳

身体(肢体、聴覚、視覚、言語、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、ぼうこう機能、H I Vによる免疫機能、肝臓など)に障害のある方

▶ 療育手帳

児童相談所または心身障害者福祉センターにおいて知的障害と判定された方

▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方

🌸 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金が支給されます。

🌸 医療費などの助成・補助

▶ 自立支援医療制度

- 身体に障害のある方が円滑な日常生活を送れるよう、障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術、心臓手術など)が1割負担で受けられます。ただし、世帯もしくは個人の所得による自己負担限度額の設定があります。
- 精神障害のある方が医療機関などへ入院しないで精神障害の治療を受けた場合に、その医療が1割負担で受けられます。ただし、所得による自己負担限度額の設定があります。

▶ 福祉医療制度(重度心身障害者等)

• 医療費の自己負担分(保険適用分)を助成します(所得が基準額以上の場合、支給対象外となります)。

◎ 対象者

- 身体障害者手帳1・2級
- 障害基礎年金1級
- 療育手帳A判定
- 特別児童扶養手当1級

▶ 手当・給付金など

心身に障害のある方やその家族、保護者に、さまざまな支援を行っています。

- 特別児童扶養手当
- 特定疾患等患者見舞金 など

🌸 補装具の購入・修理

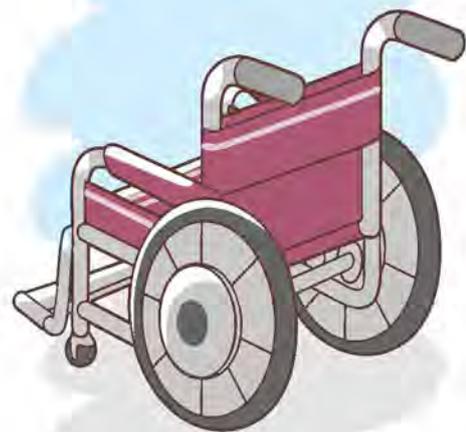
障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために、義肢、車いすなどの補装具を購入または修理する費用を補助します。申請には心身障害者福祉センターの判定が必要となる場合があります。また、補装具の基準額に対して原則1割は本人負担となります。

🌸 日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害のある方に対し、入浴補助用具やストマ装具などの日常生活用具を給付します。ただし、障害部位および程度により給付できる種目が異なります。日常生活用具の基準額に対し原則1割は本人負担となります。

🌸 腎臓機能障害者通院交通費補助

腎臓の機能に障害のある方が障害に基づく症状を軽減または除去する目的で医療機関において、人工透析療法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費に対して、その一部を補助します。



🌸 その他障害者福祉事業

▶ 地域生活支援事業

- ・相談支援事業 ・移動支援事業
- ・意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成研修事業
- ・訪問入浴サービス事業 ・生活サポート事業
- ・日中一時支援事業 ・意思疎通支援事業

▶ 総合支援法による障害福祉サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ) ・同行援護
- ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護 ・生活介護
- ・施設入所支援 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型)
- ・共同生活援助(グループホーム)
- ・重度訪問介護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援 ・自立生活援助
- ・就労定着支援

▶ 障害児を対象としたサービス

- ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

▶ その他の主な制度

- ・重度身体障害者(児)住宅改造費の補助
- ・身体障害者自動車改造費補助
- ・障害者自動車免許取得費補助
- ・旅客鉄道運賃の割引
- ・NHK受信料の減免 ・有料道路通行料の割引
- ・所得税、町民税の控除

※障害の内容や対象要件により該当とならない制度もあります。詳しくは福祉係へお問い合わせください。

高齢者サービス

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎75-8818

🌸 在宅介護慰労手当

毎年6月1日を基準日として、町内に1年以上住所を有する要介護1以上の方を、在宅で1年以上続けて介護している方を対象に、介護慰労手当を支給します。支給金額は、介護を受けている方の介護度によって異なります。

🌸 高齢者慶祝金の支給

毎年9月1日を基準日として、町内に1年以上住所のある対象者に慶祝金を支給します。対象は、年度中に満85歳、満88歳、満90歳、満95歳、満99歳、満100歳、満101歳以上に到達する方です。

🌸 緊急通報システム貸出

町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの方で、慢性疾患等により日常生活に注意を要する方を対象に、緊急通報端末やペンダント型の通報装置などを貸し出し、自宅に設置します。端末本体の緊急ボタンまたはペンダント型通報装置を押すことで、自動的にシステム事業者へ通報されます。また、室内にセンサーを設置し、指定された時間以上反応がない場合にも、異常事態としてシステム業者へ通報されます。



緊急通報端末



ペンダント型
送信機



見守り
センサー

広告

豊かな空間の中で
ゆとりある時をお過ごし下さい。



社会福祉法人崇山会
特別養護老人ホーム サザン小川

- ★ ショートステイ サザン
- ★ デイサービス サザン倶楽部
- ★ 居宅介護支援事業所 ケアサザン

中之条町714-1
0279(75)7890
 HPリニューアル! (サザン 小川)



社会福祉法人愛星会
あがつま相談支援センター

相談支援事業
 療育専門相談
 児童通所支援



お子さまの育ちに関わる
 相談や学校生活での心配ごとなど、
 お悩みをご相談ください。

あがつま相談支援センター 検索

詳しくはホームページをCHECK♪

中之条町大字西中之条240-3
0279-25-8004

渋川・吾妻地域密着の補聴器専門店



おひとりおひとりのきこえ
 生活環境、お仕事、趣味に
 合わせた補聴器えらびを
 サポートします。
 アフターケアも
 地元だから安心です。

アマダ 補聴倶楽部

吾妻郡中之条町伊勢町835-1
 ご予約、訪問ケアの
 申込み・お問い合わせは
0279-75-3450
 朝9:00～夕6:00 日曜定休



障害者・高齢者等サービス

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎75-8818
介護保険係 ☎75-8820

福祉タクシー利用料金助成券発行

運転免許証を持たない満65歳以上の方、運転免許証を返納した方を対象に、30,000円分(最大40,000円分)のタクシー利用料金助成券を発行します。発行には3,000円(4,000円)の自己負担が必要になります。

視覚または四肢障害による身体障害者手帳、第一種身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方は60,000円分のタクシー利用料金助成券を無料で発行します。

紙おむつ購入助成

在宅生活をしており、常時紙おむつを使っている方のうち、要介護1以上の介護認定を受けている方(2歳以上で身体障害者手帳3級以上または療育手帳A判定の手帳を持っている方)を対象に、紙おむつ・尿取りパッド・おしりふきの購入費を助成します。

徘徊高齢者探索システム利用費用助成

徘徊のある高齢者の安全を守るため、探索システムを利用した場合に費用助成を行っています。利用を検討されている方は、介護保険係までお問い合わせください。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者や障害者で判断能力が低下した人に代わり、金銭管理や契約行為などを行い、個人の権利を養護する制度です。

シルバー人材センター

☎ 町社会福祉協議会 シルバー人材センター ☎75-8841

植木の手入れ・除草作業などを行います。作業場所は町内に限られます。打ち合わせ・見積もりは無料です。予約が大変混み合うことがありますので、依頼はお早めをお願いいたします。

町社会福祉協議会の福祉サービス

☎ 町社会福祉協議会 ☎75-8839

法人後見事業

町社会福祉協議会が成年後見人等になり、判断力が十分でない方に代わって、財産管理や契約行為を行います。

なんでも相談

どこに相談してよいかわからないといった地域の方の生活や福祉に関する困りごとを受け付けます。中之条みらい米プロジェクトより寄贈されたお米などをとに食糧支援もしています。

ふれあいいきいきサロン

町内の集会施設などを利用して、地域住民の協力のもと、お茶のみや、おしゃべり、健康体操などを行っています。地域の誰でも参加できる憩いの場としてご利用ください。お住まいの地域のサロン設置状況については、社会福祉協議会へお問い合わせください。



保健・福祉

広告


介護タクシーにじ
[吾妻広域消防本部認定第1号]
[患者等搬送事業者(民間救急)]
安全快適な移動空間をお約束します。
通院 お買い物 お出かけ 旅行 冠婚葬祭 などなど

中之条町折田423-1
お気軽にお問い合わせください
☎090-7265-3093


くるみ介護タクシー
ケアドライバー 山口香好 介護福祉士
こんな時、ご利用ください
お買い物・食事 通院・転院
冠婚葬祭 旅行 等々
〒377-1411 群馬県吾妻郡長野原町応桑1531-39
お気軽にご連絡ください
☎090-1699-3667
https://kurumitaxi.crayonsite.net
くるみ介護タクシー 検索

成年後見のご相談は
中之条町のお悩み相談所
なかんじょ司法書士事務所
司法書士 小林 彰人

〒377-0424
中之条町大字中之条町937-2 メゾントラヤ101
お気軽にご相談ください
TEL 0279-25-7489

日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方を対象に、「福祉サービスの利用支援」「日常的な金銭の管理」「書類などの預かり」サービスを行います。

食事サービス

町内に住所を有する75歳以上の一人暮らしまたは二人暮らし世帯で、ボランティアとの交流と健康保持を目的に食事サービスを希望する方に、月1回昼食をお届けします。

交通空白地有償運送事業「やまどり」

六合地区に住所を有する65歳以上の方等を対象に、ご希望の場所から目的地までの送迎を行います。利用区域は、六合地区内および長野原草津口駅のみで、利用料は年度登録料2,000円、1区間(片道)400円です。

傾聴ボランティア

普段から話す機会の少ない高齢者の方等に、傾聴ボランティア講座を受講したボランティアが伺い、お話し相手をします。

福祉車両貸出し

町内に居住する、車イスを利用している方が、外出(通院、買い物等)する場合に、リフト付き乗用車を貸し出します。貸出費用は無料で、燃料費は自己負担となります。

車イス貸出し

一時的に車イスが必要となった方へ、車イスを原則2週間以内(最大1カ月)貸し出します。貸出費用は無料です。

地域包括支援センター

町社会福祉協議会
中之条地区 ☎75-8835
六合地区 ☎95-3041

高齢者等見守り事業

民間事業者や関係機関が相互に連携・協力して地域の高齢者を見守ります。高齢者の緊急事態や気がかりなときに、早期発見、適切な支援につなげます。

介護相談

介護や介護予防に関する相談を、地域包括支援センターの職員がうかがいます。

認知症の人と歩む会

認知症のある人を支援する家族の会を月に1回実施しています。介護の相談や情報交換、リフレッシュの場としてご利用ください。

成年後見支援センター

町社会福祉協議会 ☎75-8840

成年後見制度相談支援

認知症や障がいなどで判断力が十分でない方の成年後見制度の利用や権利擁護等に関する相談を受け付けます。

知っていますか?

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします

耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

(出典: (一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典: 厚生労働省)

オストメイト/オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典: (公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

(出典: (公財)日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典: (特非)ハート・プラスの会)



結婚・子育て・教育・生涯学習

結婚新生活支援事業

☎ 住民福祉課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

新婚生活での経済的な負担を少しでも和らげるため、町内で結婚新生活を始める資金(家賃や引越費等)に対して助成をします。

▶補助対象者

- ①婚姻届を提出し受理された世帯
- ②夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯。
- ③夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ⑤結婚を機に中之条町内にある住居を購入、リフォーム、貸借した世帯
- ⑥結婚を機に中之条町内にある住居に専門業者を利用して引っ越しした世帯

▶補助対象経費

- ・住居費 物件購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越し費用 引越し業者や運送業者への支払

▶補助金額

1世帯あたり上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合)は上限60万円)

▶申請方法

申請可能期間およびその他条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

児童手当

☎ 住民福祉課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

18歳年度末までの児童を養育している方に、次のとおり支給します。

支給は児童一人あたり月額、3歳未満1.5万円(第3子以降は3万円)、3歳~18歳年度末まで1万円(第3子以降3万円)です。

また、出生や転入から15日以内の申請が必要となります。なお、公務員は児童手当が勤務先から支給されますので、勤務先に提出してください。

公務員を退職した場合には、住民福祉課に認定申請をしてください。

※児童が22歳になった後(養育している場合に限る)、最初の3月31日を過ぎると、制度上は児童の数には数えません。

児童扶養手当

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎75-8818

母子(父子)家庭、父または母に重度の障害がある家庭などで、児童を養育している父または母や、父母の代わりにその児童を養育している方に支給します。

この制度には、所得額に応じて全部支給・一部支給・支給停止があります。また、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。なお、対象の児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、支給対象外となります。

特別児童扶養手当

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎75-8818

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母や父母の代わりにその児童を養育している方に支給します(所得額が限度額以上の場合、支給停止となります)。

福祉医療(子ども・ひとり親家庭等)

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎75-8818

医療費の自己負担分(保険適用分)を助成します。保険診療以外のもの(健康診断や予防接種、薬の容器代など)や、高額医療費、災害共済給付など他の制度が利用できる場合は、支給対象外です。

対象者

▶子ども

- ・18歳年度末までの子ども

▶ひとり親家庭等(母子・父子家庭等)

- ・18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親およびその子ども
- ・父母のいない18歳未満の児童

子育て世代包括支援センター

☎ 保健環境課 健康係 ☎75-8833

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、お悩み相談に応じ、専門機関と連携して地域ぐるみで子育てをサポートするための機関です。保健センター内に設置されています。

産後ケア事業

☎ 保健環境課 健康係 ☎75-8833

出産後、安心して子育てができるよう、お母さんと赤ちゃんが助産師からサポートを受けられる事業です。授乳や沐浴、育児に関する相談支援や産後のケアを受けることができます。

産前・産後ヘルパー派遣事業

☎ 保健環境課 健康係 ☎75-8833

家事や育児の負担軽減を図る必要がある世帯に、町が委託した事業者からヘルパーを派遣し、家事や育児をサポートします。

制服リユース

☎ 町社会福祉協議会 ☎75-8840

卒業や成長で使用しない制服をご寄付いただき、必要とする方にお渡します。

制服は、業者によるクリーニングをお願いします。



結婚・子育て・教育・生涯学習

出産・子育て応援給付金

保健環境課 健康係 ☎75-8833

妊婦・子育て世帯を対象に妊娠届提出後に妊婦1人につき5万円、乳児家庭訪問後に子ども1人につき5万円を給付します。

出産祝金の支給

保健環境課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

若年層の増加および定住化のため、出産をお祝いするとともに、児童の健全な育成及び福祉の増進のために支給します。

▶対象者

中之条町に出産前から引き続き6か月以上居住している父母

▶支給額

- ・1子 10万円
- ・2子 25万円
- ・3子 30万円
- ・4子以上 50万円

※出生届時に、該当する方に申請していただきます。

乳児おむつ等助成事業

保健環境課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

乳児を養育する世帯の経済的負担を軽減し、乳児の健やかな成長の促進を図るため、おむつ等の購入費を助成します。

▶対象者

満2歳未満の乳児を養育する保護者

▶対象品

対象の乳児が使用する紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・おむつライナー・おしりふき

▶助成額

購入月額の80%助成(上限月額3,000円)

子育て相談員

保健環境課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

役場住民福祉課に経験豊富な相談員を配置し、子どもに関する全般的な相談(保育所・幼稚園の特別支援、生活や養育、ことばの発達や気になる行動等)をお受けします。

▶相談

来所相談(要電話予約)

電話相談(平日9:00~16:00)

訪問相談(要請のあった場合)

入学祝い支給事業

保健環境課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

小・中学校・特別支援学校(初等部・中等部)に入学する児童に、お祝いの品を贈ります。

▶祝い品

図書カード

小学生(特別支援学校初等部を含む) 一人3,000円

中学生(特別支援学校中等部を含む) 一人5,000円

入学準備応援事業

保健環境課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

小学校・中学校・高等学校(特別支援学校を含む)へ進学する児童のいる家庭の経済的負担軽減を目的に、12月に2万円分の商品券を贈ります。

一時保育

こども未来課 学校教育係 ☎75-8850

家庭において乳幼児のお子さんを養育している方が、病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより一時的に保育を必要とする場合、保育所でお子さんをお預かりし、保育するサービスです。

▶利用方法

事前に保育所等で利用申込書に記入・提出のうえ、ご利用ください。

▶利用時間

伊勢町保育所 平日 8:30~16:00

土曜 8:30~16:00

六合こども園 平日 8:30~16:30

※日曜・祭日・年末年始・保育所行事等で所長が定めた日は休み

▶利用料金

伊勢町保育所

0・1・2歳児 1日1,500円・半日700円

3・4・5歳児 1日650円・半日300円

六合こども園 在園児1日180円・それ以外560円

保育所・幼稚園

こども未来課 学校教育係 ☎75-8850

保育所では、保護者が働いていたり、病気やその他の理由で、家庭で子供の面倒がみられない場合に、お子さんを預かり保育します。毎年10月頃に翌年度の入園申し込みを受け付けています。

名称	住所	電話	保育時間	定員
伊勢町保育所	伊勢町1344-9	75-3929	平日:7:30~18:30 土曜:7:30~13:15	158人
中之条保育所	西中之条65	75-4603	平日:7:30~18:30 土曜:伊勢町保育所にて統合保育	159人
中之条幼稚園	伊勢町1005-1	75-2428	平日:9:30~13:30	190人
沢田幼稚園	下沢渡38-2	75-2007	平日:9:30~13:30	95人
六合こども園	生須528-3	80-7221	・保育所 平日:7:30~18:30 土曜:8:30~12:15 ・幼稚園 平日:9:30~13:30	保育所60人 幼稚園70人

放課後児童クラブ(学童保育所)

☎ 住民福祉課 少子化・子育て対策係 ☎75-8825

勤務等の都合で昼間保護者のいない小学生を対象に、放課後における児童の安全と健全な育成を目的として、小学生を預かる児童クラブ(学童保育所)があります。

なお、民間事業所の入所申し込み等は各事業者へ、六合学童保育所については、住民福祉課少子化・子育て対策係までお問い合わせください。

(中之条小学校校区)

🌸 学童保育所ろばの子クラブ(民間)

- ▶ 場所 大字中之条町946-2
- ▶ 電話 75-1245
- ▶ 保育時間 小学校授業日 放課後～18:30
小学校休業日 7:30～18:30
土曜日 7:30～16:00
- ▶ 休日 日曜・祝日・お盆・年末年始等

(六合小学校校区)

🌸 六合学童保育所(町営)

- ▶ 場所 六合こども園内
- ▶ 電話 80-7222
- ▶ 保育時間 小学校授業日 放課後～18:30
小学校休業日 7:30～18:30
- ▶ 休日 土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始等

🌸 学童保育所ひまわり(民間)

- ▶ 場所 大字西中之条241
- ▶ 電話 75-3911
- ▶ 保育時間 小学校授業日 放課後～19:00
小学校休業日 7:30～19:00
土曜日 8:00～16:00
- ▶ 休日 日曜・祝日・お盆・年末年始等

地域子育て拠点支援事業

☎ こども未来課 学校教育係 ☎75-8850

子育て支援センターでは、乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、下記の事業を実施しています。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助
- ③ 地域の子育て支援に関する情報提供
- ④ 子育てサークル等への支援

名称	住所	電話	開館時間	休館日
中之条町 子育て支援センター	中之条町大字伊勢町 1005-1(中之条幼稚園)	75-2428	月～金曜日 9:00～11:30 13:30～16:00	土日・祝日・ 年末年始

小・中学校(通学区域と入学)

☎ こども未来課 教育指導係 ☎75-8850

町内には、2つの小学校と2つの中学校があり、お住まいの地区に応じて通学区域が定められています。町内の小中学校の通学区域等は、次のとおりです。

🌸 学校概要

名称	住所	電話	通学区域
中之条小学校	中之条町大字伊勢町 1035-1	75-2130	中之条町、伊勢町、西中之条、青山、市城、山田、上沢渡、下沢渡、四万、折田、岩本、五反田、蟻川、大道、平、横尾、大塚、赤坂、栃窪
六合小学校	中之条町大字小雨599-1	95-3571	赤岩、日影、太子、小雨、生須、入山
中之条中学校	中之条町大字中之条町 1395-1	75-6464	中之条町、伊勢町、西中之条、青山、市城、山田、上沢渡、下沢渡、四万、折田、岩本、五反田、蟻川、大道、平、横尾、大塚、赤坂、栃窪
六合中学校	中之条町大字生須543-1	95-3572	赤岩、日影、太子、小雨、生須、入山



結婚・子育て・教育・生涯学習

🌸 小学校に入学するとき

▶ 就学時健康診断

町立小学校に入学するお子さんを対象に実施しています。法定健診のため、必ず受けてください。

実施時期: 入学する前の年の10月

会場: 各保育所・幼稚園で実施します。

通知: 9月中旬にご案内します。

▶ 入学通知書

1月中旬に発送します。通知が届いていることをご確認ください。

▶ 入学説明会

実施時期: 2月上旬

会場: 入学が指定された小学校

通知: 1月中旬にご案内します。

※各通知は、町立保育所・幼稚園在籍児には各園所を通じてお知らせします。未就園児には郵送にてお知らせします。

🌸 転校について

転入や転出(転居)などで住所を異動するときは、転校等の手続きをしてください。

▶ 転入するとき

現在、在学している学校から在学証明書・教科書給与証明書の交付を受けてください。役場住民福祉課 住民戸籍係窓口で、住民登録を済ませてから、教育委員会で転入学の手続きを済ませ、転入する学校へ行ってください。

▶ 転出するとき

現在、在学している学校から在学証明書・教科書給与証明書の交付を受けてください。役場住民福祉課 住民戸籍係窓口で、転出の手続きをして転出証明の交付を受けてください。在学証明書・教科書給与証明書・転出証明書を持って、転出先の市町村役場および教育委員会で手続きを済ませ、転入する学校へ行ってください。

就学援助費

☎ こども未来課 総務係 ☎75-8824

経済的理由で、小学校・中学校への就学が困難なご家庭に、お子さんが安心して勉強できるよう、町が学用品費や修学旅行費等を援助する制度です。

指定校変更・区域外就学

☎ こども未来課 学校教育係 ☎75-8850

🌸 指定校変更

特別な事情があり保護者が申し立てをし、教育委員会が許可した場合、指定された学校以外の学校へ就学することができます。状況により手続きが変わりますので、ご相談ください。

🌸 区域外就学

特別な事情があり、町外に住所がある児童・生徒が中之条町の小中学校へ就学を希望する場合は、保護者が教育委員会に申し立てをし、双方(住所地と中之条町)の教育委員会で承諾された場合、希望の学校へ就学することができます。状況により手続きが変わりますので、ご相談ください。

特別支援学校児童生徒就学援助金

☎ こども未来課 総務係 ☎75-8824

視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児または病弱児の完全就学を図るため、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、就学援助金を支給しています。中之条町に住所を有し、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部および高等部に在学する者の保護者または当該本人に限ります。児童生徒1人につき月額3,000円以内で支給します。

特別支援教育就学奨励費

☎ こども未来課 総務係 ☎75-8824

特別支援学級等の就学にかかる保護者負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的として、国からの補助を受けて支給します。

児童生徒が小中学校の特別支援学級に在籍し、保護者の所得が一定の基準以下の場合、学用品費や修学旅行費等を援助する制度です。

中之条町奨学金

☎ こども未来課 総務係 ☎75-8824

教育の機会均等を図るため、進学を希望する人に、無利子で奨学金を貸付けます。申し込みは、2月中旬から3月下旬です(詳細は、町広報でお知らせします)。

▶ 貸付金額(月額)及び返還期間

	貸付金額	返還期間
高校	2万円	5年以内
大学	5万円	8年以内
短期大学	5万円	5年以内
高等専門学校(高専)	3万円	8年以内
専修学校(高等課程) (中卒で入学)	2万円	5年以内
専修学校(専門課程) (高卒で入学)	5万円	5年 4年制は8年以内

※奨学金の返還は、卒業後1年経過した後に開始されます。

※貸付には町内在住の連帯保証人が必要です。

※貸付ができない場合や貸付金額が少なくなる場合もありますので、ご注意ください。

※正規の修業年限が4年以上の学校については、返還期間を8年以内とします。



中之条町ツインプラザ図書館

図書館 ☎76-3115

開館日:火曜日～日曜日 9:30～19:00

(土日・祝祭日は18:00まで)

休館日:月曜日、祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始、館内整理日(毎月第4火曜日)、特別整理期間(年2回)

中之条町ツインプラザ学習センター

生涯学習課 社会教育係 ☎76-3111

学習センターは、生涯学習や芸術文化活動などの、魅力あるコミュニティの拠点として、利用していただく場所です。

▶開館時間等

開館時間:9:00～21:00(日曜日・祝祭日は17:00まで)

休館日:年末年始、施設点検日

使用料:有料(料金はお問い合わせください)

▶利用申込

- ・「中之条町公共施設予約サービス」(オンライン)から予約してください。 <https://okara-beans.com/>
- ・ホール…6か月前から受付
- ・その他の部屋…3か月前から受付

▶施設概要

交流ホール、リハーサル室、ラウンジ、和室、研修室、大会議室、OA学習室、視聴覚室、工芸室、音楽スタジオ、音楽室があります。

※詳しくは、学習センターへお問い合わせください。

社会体育施設

生涯学習課 社会体育係 ☎76-3111

施設利用を通じて、広くスポーツの振興と体力向上、そして親睦融和を図り、明るいまちづくりに活用していただく場所です。

▶利用申込

「中之条町公共施設予約サービス」(オンライン)から予約してください。 <https://okara-beans.com/>
町民利用の場合は1か月前から受け付け可能です。
また、空き状況の確認が可能です。

◎中之条地区体育館

・総合体育館 ・伊勢町体育館 ・沢田体育館

・名久田体育館 ・名久田第2体育館

・中之条中学校体育館

利用時間 8:30～21:00

◎六合地区体育館

・六合柔剣道場 ・六合南部体育館

・六合入山体育館 ・六合体育館

利用時間 8:30～22:00

◎中之条地区弓道場

利用時間 8:30～21:00

◎六合地区弓道場

利用時間 8:30～22:00

◎中之条地区グラウンド

・総合グラウンド ※夜間利用はできません。

・中小グラウンド ・沢田グラウンド

・伊参グラウンド ・名久田グラウンド

・河川敷グラウンド ※夜間利用はできません。

・名久田ふれあい広場 ※夜間利用はできません。

利用時間 8:30～21:00

◎六合地区グラウンド

・六合総合グラウンド

利用時間 8:30～22:00

◎中之条地区テニスコート

・小原崎テニスコート

・町民運動場テニスコート※夜間利用はできません。

・間歩テニスコート※夜間利用はできません。

利用時間 8:30～21:00

◎中之条地区野球場

・中之条球場

利用時間 8:30～21:00

◎六合地区野球場

・六合ふれあい広場

利用時間 8:30～22:00

◎中之条地区プール(7月～8月のみ営業)

・中之条町ふれあい町民プール

利用時間 10:00～12:00、13:00～17:00

◎六合地区プール(7月～8月のみ営業)

・六合ふれあい屋内町民プール

利用時間 10:00～12:00、13:00～15:00

地区公民館(中之条、沢田、伊参、名久田)

生涯学習課 中央公民館 ☎76-3113

地区公民館は、町民の皆さんの学習、レクリエーションなどに利用できる施設です。

▶利用案内

開館時間:8:30～21:00

休館日:なし

使用料:無料(目的外利用の場合は有料)

▶利用できる部屋

中之条公民館 和室、小会議室、大会議室

沢田公民館 図書室、大会議室

伊参公民館 小会議室、図書室、大会議室

名久田公民館 和室、小会議室、大会議室

※営利を目的とする活動や政治活動、宗教活動では使用できません。

また、町で行われる事業の都合により、予約した場合でも利用できない場合があります。

バイテック文化ホール(中之条町文化会館)

バイテック文化ホール ☎75-5174

地域の芸術文化の拠点として、コンサート・演劇などの舞台芸術から各種会議まで対応できる施設です。

▶開館時間等

開館時間:9:00～21:00(日曜日・祝祭日は17:00まで。大ホールを本番で利用する場合は22:00まで)

休館日:月曜日、第4火曜日、祝日の翌日、年末年始

使用料:有料(料金はお問い合わせください)

▶利用申込

- ・「中之条町公共施設予約サービス」(オンライン)から予約してください。 <https://okara-beans.com/>
- ・利用日の1年前から受け付けます。

▶施設概要

大ホール(862席)、大会議室、小会議室、講座室、和室、会議室等があります。



結婚・子育て・教育・生涯学習



水道

問 企業課 経理係 ☎75-8830

各種届出

▶水道使用開始・中止などのお申し込み

お電話、窓口またはLINEデジタル窓口でお申し込みください。

●水栓所在地(水道ご使用場所)が中之条地区の場合
役場 2階 企業課 経理係
75-8830

●水栓所在地(水道ご使用場所)が六合地区の場合
六合支所 六合振興課 建設水道係 95-3111

●注意

- ・営業時間は、平日の8:30から17:15までです。
- ・土、日、祝日および12月29日から1月3日まではお休みです。
- ・水道の使用開始時・中止時に現地での立会いの必要はありません。
- ・中止のご連絡がないと、使用していなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

※次のような変更があるときはご連絡ください。

- ・水道使用者の名前が変わるとき
- ・納入通知書などの送り先を変更するとき
- ・お支払い方法を口座振替から納入通知書払いに変更するとき

水道料金

▶請求時期

水道料金は、月々の使用水量から使用料金を算定し、消費税を乗じて計算します。なお、料金は1か月ごとにお支払いいただきます。

▶基本料金表(1か月につき・消費税抜き)

用途	基本料金		
	使用水量	口径	料金
一般用	8㎡まで	13mm	1,015円
		20mm	1,140円
営業用	30㎡まで	13mm	3,800円
		20mm	3,810円

広告

給排水設備 上下水道衛生工事

リョウ コウ
有限会社 **亮高設備**

中之条町2117-1

☎ 0279-75-6253

FAX 0279-75-6810

▶従量料金(基本料金の使用水量を超えた1㎡あたりの料金・消費税抜き)

9㎡～ 30㎡まで	31㎡～ 50㎡まで	51㎡～ 300㎡まで	301㎡以上
140円	150円	160円	165円

▶水道メーター使用料(消費税抜き)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm
1ヶ月につき	100円	180円	190円	300円
口径	40mm	50mm	75mm	100mm
1ヶ月につき	320円	1,320円	1,900円	2,300円

25mm以上の口径の基本料金は、町ホームページをご確認ください。

※水道料金の計算方法…使用料金は、基本料金、従量料金、メーター使用料および消費税からなっています。

●支払い方法

・口座振替によるお支払い

お客さまの預貯金口座から、自動的に使用料金をお支払いいただく方法です。振替日は、検針翌月末です(金融機関が休業日のときは翌営業日)。ただし、12月は25日が振替日です。

残高不足等で振替ができなかったときは、振替日の20日後に納入通知書(督促状)を郵送します。

・納入通知書によるお支払い

検針月の翌月15日頃、お客さまの指定された送り先に納入通知書を郵送します。納入通知書に記載された場所へお支払いください。また、中之条地区については、納入通知書のバーコードを読み取ることにより、スマートフォンアプリ(請求書払い)によるお支払いも可能です。納入期限は、検針翌月末です(金融機関が休業日の場合は翌営業日)。

水道工事

▶水道の新設・改造は町水道指定工事業者へ

ご家庭の水道工事について、新設・増設・改造・修繕などの工事を行う場合は、町水道指定工事業者にご依頼ください。

※町水道指定工事業者は、町ホームページをご確認ください。

水道管の防寒対策はお早めに！

寒さが厳しくなると、水道管の凍結事故が起きやすくなります。水道管は寒さに弱く、気温が氷点下になると水道管内の水が凍り、水が出なくなったり、破裂したりする場合がありますので、水道管の防寒対策をお願いします。

万が一、水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を止め、宅内の水道工事をした業者または町水道指定工事業者に修理をご依頼ください。

🌸 下水道等使用料

公共下水道および農業集落排水の使用料は、月々の水道使用水量から算定し、消費税を乗じて計算します。水道ではなく、井戸水や湧水等を家事のみに利用されている場合は、計算方法が異なります。ご不明な点等ありましたら、下水道係へお問い合わせください。

使用水量	使用料
10m ³ まで(基本料金)	1,000円
11m ³ ～20m ³ まで 1m ³ につき	100円
21m ³ ～50m ³ まで 1m ³ につき	110円
51m ³ ～ 1m ³ につき	120円

(参考料金)

使用水量15m³ ⇒ 1,500円+消費税

使用水量25m³ ⇒ 2,550円+消費税

使用水量55m³ ⇒ 5,900円+消費税

※下水道等使用料は、水道料金と一括でお支払いいただけます。

🌸 受益者負担金

▶ 公共下水道受益者負担金

公共下水道の建設事業費は、国・県からの補助金、町債、町費および受益者負担金でまかなわれています。受益者負担金制度とは、公共下水道が整備されることによって利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度です。

新たに公共ますを設置する方に納めていただく受益者負担金は、表のとおりです。

処理区名	負担金額	水道メーターの口径
中之条公共下水道	21.2万円	20mm以下
	33万円	25mm
横尾特環下水道	31.5万円	
四万特環下水道		
沢渡特環下水道		

※公共ますの設置工事費が上記の負担金額を超えた場合は、設置工事費が負担金額となります。

※中之条公共下水道で30mm以上の口径を使用する場合の負担金額は町ホームページをご確認ください。

▶ 農業集落排水受益者分担金

農業集落排水は、四つの計画区域ですべて供用開始になっています。新たに公共ますを設置する方に納めていただく受益者分担金は、表のとおりです。

処理区名	負担金額
下沢渡農業集落排水	31.5万円
青山・市城農業集落排水	
折田・山田農業集落排水	
大塚・平農業集落排水	33.6万円

※公共ますの設置工事費が上記の負担金額を超えた場合は、設置工事費が負担金額となります。

🌸 排水設備工事

▶ つなぎごみは町下水道指定工事業者で

公共下水道または農業集落排水へのつなぎごみ工事は、適正な施工が必要であることから、町下水道指定工事業者にご依頼ください。

※下水道指定工事業者名簿は、町ホームページをご確認ください。

▶ 下水道管には雨水を流さないでください！

降雨時には雨水の混入した汚水が大量に流れ込み、処理場の機能を損なう事態が起こります。

下水道管は、公共下水道・農業集落排水ともに汚水専用となっていますので、絶対に雨どいなどからの雨水を下水道管に流さないようにお願いします。

🌸 油は大敵！

ご家庭の排水管や台所・風呂はもちろん、下水道施設にとって油は大敵です。設備の不具合、詰まりや悪臭の要因となります。日頃から油や異物を排水に流さないようにご協力をお願いいたします。



飼い犬の登録と狂犬病予防注射

☎保健環境課 環境衛生係 ☎75-8834

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主には、「生涯に1度の登録」・「1年に1度の狂犬病予防注射」が義務づけられています。愛犬のためにも登録と予防注射は必ず受けましょう。

▶新規登録の犬

新しく犬を飼い始めた方や、まだ登録していない犬をお飼いの方は、狂犬病予防注射とっしょに登録手続きを行う必要がありますので、犬を連れて注射会場までお越しください。

▶登録済みの犬

登録済みの犬をお飼いの方は、ハガキ形式の通知書が郵送されます。

当日は通知書を必ず持参して、注射会場までお越しください。

※死亡した犬の通知書(ハガキ)が届いた場合は、保健センター(電話:75-8834)までご連絡ください。

▶登録・注射ができない場合は

町では春、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を実施していますが、日程が限られています。

都合や体調不良等で登録・注射できない場合は、郡内の動物病院でも同様に登録・注射ができます。

獣医師と相談のうえ実施してください。

▶登録・注射に必要な費用

- 登録済みの犬 3,500円(内訳:注射料2,950円+注射済み票交付手数料550円)
- 新規登録の犬 6,500円(内訳:新規登録手数料3,000円+注射料2,950円+注射済み票交付手数料550円)

な場合は保健センターまたは六合支所にお越しください。

なお、駆除業者に依頼して人に危害を与える恐れのあるスズメバチ等を、駆除される場合は、費用の一部を補助します。

※ハチ駆除費補助の対象となる「ハチ」とはスズメバチ等、人に危害を与え生活環境に影響を与える恐れのあるハチをいいます。

▶補助対象者

- 町内においてハチが営巣している土地、建物の所有者若しくは管理者または賃借する個人であること。(国、地方公共団体及び事業者は除く)
- 駆除業者(ハチ等の駆除を業とする業者をいう)によりハチの巣を駆除すること。
- 町税等を滞納していないこと。

▶補助金額

- 駆除に要した費用の2分の1に相当する額とし、上限1万円とします(100円未満の端数は切り捨て)
- 補助は、一つの巣の駆除を1件として交付するものとし、申請回数に制限はありません。

※申請書は、中之条町保健センター(保健環境課)または六合支所にあります。

※町ホームページからもダウンロードができます。

▶申請方法

町保健センター(保健環境課)または六合支所に申請書を提出してください。

道路(歩道)の動物の死骸

☎保健環境課 環境衛生係 ☎75-8834

道路や歩道で動物の死骸を見つけた場合は、環境衛生係までご連絡ください。なお、夜間や土日・祝日の場合、即時の対応ができない場合があります。

※庭や畑など私有地の場合、町で回収は行いませんのでご了承ください。

スズメバチなどのハチ駆除費補助金

☎保健環境課 環境衛生係 ☎75-8834

町では公共の場所等を除きハチの駆除は行っておりません。一般家庭の方や事業所等で駆除をする場合、防護服を無料で貸出しますのでご利用ください。また、ハチ専用駆除剤(有料)を用意しておりますので、必要



生活・環境

広告

なくた動物病院

NAKUTA ANIMAL HOSPITAL

●診療時間●	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
午後 4:00~ 6:30	○	○	/	○	○	/	/

休診日 水曜午後・土曜午後
日曜・祝日

TEL.0279-75-1949

臨時休診日は
ホームページをご確認ください。

<http://www.nakuta.co.jp>

中之条町大字赤坂265-2

ワンちゃんの
トリミング・シャンプー等
各サービスお任せください♪

Dog Salon 95
ドッグサロン クーゴ

中之条町市城119

初回はお試し価格にて20%OFF!

070-1558-9595

＼ホームページ／

浄化槽設置事業費補助金

☎ 企業課 下水道係 ☎75-8832

町では、河川や地下水、そして水路等の水質浄化を図りながら、環境保全に努めています。

私たちの生活雑排水は河川に流れるか、地下に浸透しています。自然の浄化作用が飽和状態となったとき、汚染が目に見えてきます。これでは、本来の状態に戻るまでかなりの時間と莫大な費用が必要になります。

また、この状態が改善されなければ、土壌汚染に発展するなど、自然環境の破壊がますます深刻になり、ついには私たちの健康・生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

このようなことから、町では環境汚染防止策の一環として、合併処理浄化槽設置の補助金制度を設けています。

▶補助対象区域及び建築物

補助対象区域は、公共下水道の区域または農業集落排水の区域を除く全域です。公共下水道または農業集落排水に接続ができない場合かつ、住宅(居住用)の合併処理浄化槽を個人が設置した場合に補助対象となります。

ただし、11人槽以上の浄化槽は、補助対象外です。

また、当該年度内で補助金交付枠に制限がありますので、申請にあたっては、下水道係へお問い合わせください。

▶補助金交付額

人槽	新設	転換	宅内配管工事補助 に対する加算限度額	
			単独浄化槽 からの転換	くみ取り槽 からの転換
5人槽	19.6万円	27.9万円	30万円	10万円
6~7人槽	25.2万円	36万円	30万円	10万円
8~10人槽	33.4万円	47.7万円	30万円	10万円



浄化槽保守点検業者および清掃業者

☎ 保健環境課 環境衛生係 ☎75-8834

▶し尿処理及び浄化槽清掃業者

町でし尿のくみ取りおよび浄化槽の清掃を行える業者は、東部衛生センターの許可を受けている以下の業者です。

●中之条地区

業者名	電話番号	住所
吾妻環境(株)	75-5444	中之条町大字中之条町343-1
(株)アースウェイ	75-0446	中之条町大字伊勢町17-5

●六合地区

業者名	電話番号	住所
(株)吾妻浄化槽管理センター	82-2730	長野原町大字羽根尾399-2
(有)吾妻清掃社	88-3495	草津町大字前口9-6
(有)孺恋衛生社	96-0983	孺恋村大字大笹293

▶浄化槽保守点検業者

町で浄化槽の保守点検業務を行える業者は、群馬県知事の登録を受けた業者です。登録を受けた業者は、群馬県ホームページの「吾妻環境森林事務所管内保守点検業者一覧」で確認できます。

消費者相談

☎ 吾妻郡消費生活センター ☎75-1166

消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて、相談内容を整理し、解決のための助言や法律専門家、その他専門相談窓口への紹介も行っています。相談は電話または来所(事前予約)により受け付けています。消費生活トラブルの未然防止のための出前講座等も承ります。

▶吾妻郡消費生活センター

場所:中之条町大字伊勢町1003-10(旧農業共済建物)

受付時間:月~金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)
8:30~12:00、13:00~16:00

広告

有限会社 吾妻清掃社

環境衛生の
維持は **プロ** にお任せください

グリストラップ清掃
浄化槽掃除
し尿汲み取り

電話番号 0279-82-2234

本社
吾妻郡草津町大字前口9番地6
長野原営業所
吾妻郡長野原町羽根尾501-1

AJ 水の総合管理

浄化槽管理・受水槽清掃・高圧洗浄他

株式会社
吾妻浄化槽管理センター

長野原町羽根尾399-2
TEL0279-82-2730 FAX0279-82-2777
<https://agatuma-jokasou.com/>



生活・環境

私道整備補助金

☎ 建設課 管理係 ☎75-8827

私道整備(舗装工事)を行う人に補助金を交付します。

▶補助金額

舗装工事費の1/2(上限25万円)

▶主な交付要件

- 私道幅員が2メートル以上であること。
- 私道は舗装されている公道に接していること。
- 私道用地は分筆され、土地境界が確定していること。
- 私道整備区域内には、町に住所があり通年居住している住宅が2戸以上あること。
- 隣接する土地と家屋の所有者が私道整備に同意していること。

町道沿線危険支障木伐採補助金

☎ 建設課 管理係 ☎75-8827

町道沿線の枯死木・枯損木・傾斜木で道路の交通に支障が生じるおそれがある場合、その支障木を伐採する方に費用の一部を補助します。

▶補助金額

◎町内業者施工

事業費の1/2(上限10万円)

◎町外業者施工

事業費の1/4(上限5万円)

▶主な交付要件

- 個人が所有又は複数の個人で共有する土地に定着していること。
- 危険支障木(枯死木・枯損木・傾斜木)であり道路の交通に支障が生じる恐れがあること。
- 胸高直径20センチメートル以上かつ樹高がおおむね10メートル以上であること。
- 現況が山林とみなすことができる土地に存在していること。(庭木は対象外)
- 危険支障木の幹部を根本から切断すること。

町営住宅

☎ 建設課 都市計画・住宅係 ☎75-8828

🌸 町営住宅とは

町営住宅は、町が住宅に困っている方に低廉な家賃でお貸しする住宅です。入居の申し込みができるのは、次の条件を満たしている人です。

▶入居申込みの条件

- ①現在住宅に困っている人
- ②同居を予定している親族のいる人(婚約をしている人も含みます。)
- ③前年中の収入(入居を予定している親族の収入を含む)が収入基準(月額158,000円以下)にあてはまる人(ただし、高齢者や障害者、高校生以下の同居者がいる裁量階層は月額259,000円以下)
- ④敷金(家賃の2カ月分)を納入できる人
- ⑤町内に居住し、独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の収入を有する保証人を1人立てられる人
- ⑥申請者及び同居者(予定者を含む)が、暴力団員でないこと
- ⑦単身での入居は、制限がありますので都市計画・住宅係までご相談ください。

※空きがない場合は、仮入居申し込みをしていただき、空きができれば順番に連絡します。

木造住宅の耐震対策

☎ 建設課 都市計画・住宅係 ☎75-8828

🌸 木造住宅耐震診断者派遣事業

地震から身を守るためには、家屋の耐震性を知ることが大切です。家屋の耐震対策を支援するため、耐震診断者派遣事業を行っています。

▶該当する建物

- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅、または併用住宅で住宅部分の面積が1/2以上のもの
- 平屋建てまたは2階建てのもの
- 在来軸組構法によって建築されたもの

▶費用

- 無料(ただし、診断者の交通費1,000円などは申込者負担)

▶その他

- 募集戸数や申込期間、必要書類などが定められていますので、詳しくは都市計画・住宅係へご相談ください。

空家解体費補助金

☎ 防災安全課 危機管理係 ☎26-7089

▶対象物件

町内にある建築物で、おおむね3年以上無人かつ使用されていない空家で、かつ、住宅地区改良法施行規則第1条第1号の規定により、不良住宅と判定された空家であること。または、特定空家に認定された建築物。

▶補助金額

◎町内業者施工

事業費の1/2(上限70万円)

◎町外業者施工

事業費の1/4(上限35万円)

※所有者が自分で解体工事を行う場合は、機械のリース料・処分料等解体事業にかかる経費の1/2以内(上限70万円)

▶主な交付要件

- 町税等に滞納がないこと。
- 申請者は所有者(個人)で、1人1回までとする。
- 他の補助金との併用はできない。
- 工事着手前に交付申請すること。
- 工事着手は、交付決定通知を受けた後に行うこと。
- 戸建て住宅(併用住宅を含む)の空家(不動産業者が販売または賃貸を目的として保有する建築物を除く)とする。
- 非住宅は対象外とするが、特定空家に認定された場合は補助対象建築物とする。

空家家財道具等片付け補助金

☎ 防災安全課 危機管理係 ☎26-7089

空家の片付けを行う人に補助金を交付します。

▶対象物件

- 空家の所有者は法人でないこと。
- アパート等事業の用に供する建物でないこと。
- 3年以上空家状態であること。

▶補助対象者

- 空家の所有者等又は購入者等であること。
- 税金を滞納していないこと。
- 暴力団員等でないこと。
- この補助金の交付を過去10年受けていないこと。



▶補助対象経費

家財道具等や特定家庭用機器の処分費用、除草、樹木の伐採、処分・運搬費用など

処分、運搬を委託する場合は

- ・吾妻東部衛生施設組合一般廃棄物収集運搬業許可業者
- ・西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物収集運搬業許可業者

▶補助金額

対象経費の1/2(上限10万円)

空家改修費補助金

☎ 防災安全課 危機管理係 ☎26-7089

▶対象物件

おおむね1年以上空家状態の建築物。

▶補助金額

◎町内業者施工

事業費の1/2(上限100万円)

◎町外業者施工

事業費の1/4以内(上限50万円)

※所有者が自分で改修工事を行う場合は、機械のリース料・材料代等改修事業にかかる経費の1/2(上限100万円)

▶加算

- ・子育て世帯(中学生以下)加算
10万円/人(最大4人まで上限40万円)
- ・若年層(夫婦の合計年齢が80歳未満)夫婦加算
10万円
(婚姻予定者を含む)

▶主な交付要件

- ・町税等に滞納がないこと。
- ・1人1回まで。
- ・他の補助金との併用はできない。
- ・工事着手前に交付申請すること。
- ・工事着手は、交付決定後に行うこと。
- ・居住目的で最低10年以上居住すること。
- ・戸建て住宅(併用住宅を含む)の空家(不動産業者が販売又は賃貸を目的として保有する建築物を除く)
- ・申請者は建築物の所有者(個人)が行う場合のみ対象とする。

※所有者とは、相続人、親族等で実際の空家の管理を行う者等を含むものとする。

住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金

☎ 防災安全課 危機管理係 ☎26-7089

積極的な自然エネルギー利用を支援し、循環型のまちづくり推進と環境への意識高揚と町内施工業者の振興を図るため、再生可能エネルギーを利用した設備を住宅に設置する経費の一部を補助します。

▶補助金額

町ホームページをご覧ください。

▶補助対象機器

(1)太陽光発電システム

- ・低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- ・太陽電池パネルの最大出力が10kw未満のもの。
- ・未使用品であること。

(2)定置用リチウムイオン蓄電池システム

- ・SIIの補助対象機器であること。
- ・蓄電容量の合計が1kwh以上であること。
- ・常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- ・未使用品であること。

(3)ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)

- ・電力使用量の「見える化」ができること。
- ・ECHONET Lite規格に適合していること。
- ・ECHONET Liteによる機器制御機能を有していること。
- ・常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- ・未使用品であること。

▶補助対象者

世帯全員が町税および使用料等を完納している人。

▶申請方法

電力受給開始後180日以内に防災安全課危機管理係へ申請してください。

※町ホームページに補助金交付要綱や申請書類の詳細を掲載しています。

定住促進対策住宅取得費補助金

☎ 地域共創課 企画・デジタル戦略係 ☎75-8837

定住の促進及び地域の活性化を図るため、町内に住宅を取得する方へ、予算の範囲内において住宅取得費用の一部を補助します。

▶補助対象者

- ・取得した住宅に係る所有者であること。
- ・取得した住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。
- ・この要綱に基づく補助金を過去5年に受けていないこと。
- ・本事業完了日から5年以上定住すること。
- ・取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ・当該住宅取得について、町の条例、規則その他に定める補助金を受けていないこと。

▶補助対象住宅

- ・居室、玄関、台所、トイレおよび浴室等、居住の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等および関連規定に適合していること。
- ・昭和56年5月以前に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明できること。

▶補助金額

次の①基本補助金と②加算補助金の合計額

①基本補助金(千円未満の端数は切り捨て)

- ・新築住宅
 - ◎町内業者施工
住宅取得価格の1/20(上限100万円)
 - ◎町外業者施工
住宅取得価格の1/40(上限50万円)
- ・中古住宅
補助率:住宅取得価格の1/40
上限25万円

②加算補助金

- ・子育て世帯加算
中学生以下の子ども1人につき、10万円(最大4人まで)
- ・若年層世帯加算
夫婦の合計年齢が80歳未満の場合、10万円



住宅リフォーム補助金

☎ 観光商工課 商工係 ☎75-8848

町民の生活環境の向上および定住促進に資するとともに、町内産業の活性化および雇用の促進を図るため、住宅の改築、増築工事または住宅の機能向上のための補修、改造若しくは設備改善を実施する者に対して、補助金を交付します。

▶補助対象者

町内に住所を有し、世帯全員が町税および使用料等を完納している者。

町で実施している他の制度による助成金等を受けていない者。

▶補助対象経費

住宅の修繕、改築、増築等の工事で、工事金額が税抜20万円以上のもの。

また、年度内に工事が終了するもの。

▶補助金額

◎町内業者施工

工事金額の10%(上限30万円)

◎町外業者施工

工事金額の2.5%(上限10万円)

▶申請方法

工事等を始める前に、商工係へ相談のうえ、申請書を提出してください。

事業継続補助金

☎ 中之条町商工会 ☎75-2200

☎ 観光商工課 商工係 ☎75-8848

町内事業者の事業継続の支援として、店舗等の改修および事業用備品購入に対して、その経費の一部を補助します。

▶補助対象者

町内で3年以上継続して事業を営んでいる者で、かつ商工会の経営指導員による相談を受けるなど事業継続に意欲のある事業者。

▶補助対象経費

事業継続のために行う店舗・事務所の改修等、備品購入の費用の一部。町内事業者に発注した工事、購入の費用が20万円以上(税抜き)のもの。

▶補助金額

事業費の1/2(税抜き、千円未満は切り捨て)
上限30万円

▶申請方法

工事等を始める前に窓口へ相談の上、申請書を提出してください。

起業支援事業補助金

☎ 観光商工課 商工係 ☎75-8848

町内産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者に対して、補助金を交付します。

▶補助対象者

町商工会員で、起業する事業を主たる事業として営む者で、町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者。

▶補助対象経費

事業所等の開設に要する経費や雇用に必要な人件費の一部。

▶補助金額

- 事業所の購入費、設備・備品購入費、新築・改修費【補助率1/2、起業時1回限り上限100万円】
- 事業実施に必要な直接人件費【補助率1/2、1か月上限5万円、12か月以内】

▶申請方法

工事等を始める前に、商工係へ相談のうえ、申請書を提出してください。

チャレンジショップ出店支援事業補助金

☎ 観光商工課 商工係 ☎75-8848

空き店舗対策を図るため、商店街の賑わいの創出や商業の活性化のため空き店舗を商業施設または事務所等として利用する新規開設者を支援します。

▶補助対象者

町税および使用料等を完納している者。
空き店舗の所有者と生計を一にしていない者。
過去に本補助金の交付を受けていない者。

▶補助対象事業

当該商店街の空き店舗を3年以上の期間、継続的に利用し、自ら運営する事業。

補助対象事業期間は、町民は3年間、町民以外は1年間で最大とする。

▶補助金額

- 空き店舗の全部または一部の改修に要する経費【補助率1/2、初年度1回限り上限30万円】
- 新規出店の用に供するための建物の賃借料【補助率1/2、1か月上限5万円】

▶申請方法

事業等を始める前に、商工係へ相談のうえ、申請書を提出してください。

農地中間管理事業

☎ 農林課 農地係 ☎75-8813

経営規模を縮小したい農家等から群馬県農業公社が農地を借り受け、担い手に集約して貸し出す事業です。農地の貸借において公的機関が仲介することで安心して農地を貸すことができます。農地を貸したい方、借りた方は、農地係へお問い合わせください。

耕作放棄地対策草刈り補助金

☎ 農林課 農地係 ☎75-8813

所有者が管理できない状況で耕作放棄されている農地を解消するために草刈りをしてくれる方を紹介したり、その費用の一部を補助します。

- 草刈りをしてくれる方は、町に登録が必要です。
- 草刈りをしてほしい方は、町登録者に草刈りをしてもらうと補助金の対象になります。
- 農地以外(駐車場や宅地等)は非該当です。
- 草刈り前に申請が必要です。

▶補助金額

補助金の額は、実支払額または下表で定める算定方法による施工費を比較し、安い額の1/2とする。

施工費の算定方法	補助率	補助対象回数
・農地:10円/㎡ ・1.5m以上の草の高さがある場合の加算:5円/㎡	1/2	制限なし



農地の売買・貸借・転用

☎ 農林課 農地係 ☎75-8813

農地を売買または他の目的に転用するときは、農業委員会の承認を受け、県知事の許可が必要です。また、農地を取得する場合は、耕作する必要があるため、面積に応じた機械などの確認をすることがあります。

農業委員会への許可申請の締切日は、毎月25日(土・日・祝日の場合、翌開庁日)です。

農業者年金制度

☎ 農林課 農地係 ☎75-8813

農業に従事する65歳未満の方で、国民年金第1号被保険者であれば、農地等の権利名義が無くても、誰でも加入できます。積立方式の年金制度ですので、納めた保険料とその運用益が将来のあなたの年金の原資となります。

保険料は、月額20,000円を基本とし、1,000円刻みで、67,000円(国民年金の付加保険料を除く)まで増やすことができます。全額、社会保険料控除が受けられます。

なお、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対し、国の保険料助成(政策支援)があります。

薪ストーブ等購入費補助

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

薪等を燃料として使用する薪ストーブやペレットストーブを、町内の住居または施設に固定して設置する方に対して、購入費用の一部を補助します。

▶補助対象者

- 町内に住所を有し、居住する個人
- 営業時間に無人とならないスペースに薪ストーブ等を設置する、町内法人
- 町税及び使用料等を完納している者

▶補助対象経費

1基の購入価格が5万円(消費税抜き)以上の薪ストーブ等の本体価格および煙突代

▶補助金額

- ◎ 町内業者施工
対象経費の1/2(上限16万円)
- ◎ 町外業者施工
対象経費の1/4(上限8万円)

薪割り機貸与

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

家庭用に薪を生産するために、町の薪割り機を貸し出しています。使用を希望するときは、町ホームページ掲載の二次元コードを読み取り、申込フォームより申請してください。

▶使用料

500円/1日(燃料も使用者負担)

竹藪、篠藪、荒廃森林の整備への補助

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

地域の環境保全上、獣害対策事業を実施する地域の団体に対し、委託金を交付します。申請団体は、事業実施地区の区長に承認を受け、申請書を町へ提出してください。

委託金額は、1団体1回の申請につき、20万円を超えない範囲とします。

▶藪刈り

1. 比較的密集した竹林(竹藪) ~10万円/10a
2. 通常の竹林(竹藪) ~5万円/10a
3. 比較的細い竹林(竹藪) ~2万円/10a
4. 篠藪等(概ね1.0mを超える篠等の密集地) ~2万円/10a

▶伐採

1. 柿、栗、桑の木の伐採
 - 直径200mm~299mm 1,000円/本
 - 直径300mm~399mm 3,000円/本
 - 直径400mm~499mm 5,000円/本
 - 直径500mm~ 8,000円/本
2. 荒廃化した桑園の伐採 ~2万円/10a
3. 荒廃した山林、原野の立木 1,000円/本

農地等における鳥獣対策補助

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

農地周辺に有害鳥獣の侵入を防ぐための対策(例:電気柵の設置)を講じる農林業者に、補助金を交付します。補助金の交付を受けようとする農林業者は、申請書を町に提出してください。

▶補助率

対象経費の1/2(ただし千円未満切り捨て)

竹破砕機貸与

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

放置林対策事業を実施する団体が、枝葉の破砕に使用するための竹破砕機を貸し出します。使用を希望する際には、町ホームページ掲載の二次元コードを読み取り、貸出予約をした上で、別途申請書を町に提出してください。

▶使用料

500円/1日(燃料代も団体負担)

箱わなの貸し出し、防除機材の販売

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

居住地や自己所有農地での小動物を捕獲する際に、箱わなを貸し出しています。またサルよけ・イノシシよけネットの販売を農林課(林業振興係)の窓口で行っています。

追い払い機材の提供

☎ 農林課 林業振興係 ☎75-8849

ロケット花火、爆竹、パチンコの提供を農林課(林業振興係)の窓口で行っています。



家庭ごみの分け方・出し方

☎(中之条地区)保健環境課 環境衛生係 ☎75-8834 (六合地区)六合支所 ☎95-3111

🌸 ごみ出しのルール(中之条地区)

☆ごみは、収集日の朝8:00までに、該当する収集場所に出してください。

前の日から出すのは、動物などが散らかす原因になりますので、長時間放置をしないでください。

☆収集日が祝日及び振替休日にあたる場合でも収集を行います。吾妻東部衛生センターへの直接搬入はできません。

☆自分で出すごみに責任を持ち、正しく分別していただくため、指定袋には名前を記入してください。

☆指定ごみ袋は吾妻東部衛生施設組合指定の商店で取り扱っています。

☆収集場所は「一般ごみ収集場所」と「資源物収集場所」があります。

「一般ごみ収集場所」とは、指定袋及び紙類を収集する収集場所です。

「資源物収集場所」とは、コンテナ等による収集場所です。

収集日程は年度初めに配布されるカレンダーもしくは中之条町公式ホームページをご覧ください。

収集場所	分類	品目
一般ごみ 収集場所	燃えるごみ	貝殻、生ごみ、くつ、使い捨てカイロ、ビデオテープ・CD、カバン、発泡スチロール(トレーを除く)
	燃えないごみ (金属類・ガラス)	ガラス・コップ、かさ、陶器、ラジカセ、缶詰の缶、なべ・フライパン
	空き缶 (飲料・酒類用)	アルミ缶、スチール缶 飲料用の空き缶で内容量500ml以下のもの
	新聞紙	新聞紙 束ねた厚さは30cmまで
	雑誌・雑がみ類	雑誌・書籍・広告・包装紙・化粧箱・菓子箱等 束ねた厚さは30cmまで
	飲料用紙パック	牛乳パック等(内側にアルミが貼っていないもの)30枚くらいにしてひもでしばる
資源物 収集場所	ダンボール	50cm x 70cm x 20cm ダンボールは中が波状のもの
	無色ビン (透明ビン)	無色ビン(透明ビン)
	茶色ビン	茶色ビン
	その他の色ビン	その他の色ビン(無色・茶色以外のビン)
	限定ごみ (6品目限定)	電池、ライター、スプレー缶、卓上ガスボンベ、蛍光管、水銀式体温計
	ペットボトル	ペットボトル 「ラベル・キャップ」をはずすはずした「ラベル・キャップ」は「プラ容器」へ
	プラ容器 (プラスチック製 容器包装)	カップ類、トレー類、パック類、レジ袋・ポリ袋

🌸 ごみ出しのルール(六合地区)

☆ごみは、収集日の朝6:00から8:00までに決められた場所(ステーション)に出しましょう。

前の日から出すのは、動物などが散らかす原因になりますので、長時間放置をしないでください。

☆自分で出すごみに責任を持ち、正しく分別していただくため、指定袋には名前を記入してください。

☆指定ごみ袋と指定粗大ごみ用シールは、西吾妻環境衛生施設組合指定の商店で取り扱っています。

☆粗大ごみは見やすい場所に指定シールを貼り、氏名を記入して収集場所に出してください。

☆燃える粗大ごみ(洋服ダンス・じゅうたん・テーブル等)はなるべく木製品だけに分類し、シールの可燃の文字に○を記入してください。

☆燃えない粗大ごみ(自転車・石油ストーブ・電子レンジ等)はなるべく金属製品だけに分類し、シールの不燃の文字に○を記入してください。

出し方	
中之条地区	六合地区
<p>☆燃えるごみ指定袋(青い文字が印刷された白色の袋)に入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身がこぼれないよう口をしぼり重さ10kg以内にしてください。 ・金属製のものを取り除いてください。 ・生ごみは水気をよく切ってから出してください。できるだけコンポストなどを利用してください。 	<p>☆可燃ごみ指定袋(黒い文字が印刷された黄色の袋)に入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは、よく水分を切ってから口をしっかりと結んで出してください。 ・ビニール類、プラ製品は「燃えるごみ」へ出してください。 ・燃えるごみの中には、缶・ビン・陶器等は絶対に入れないでください。
<p>☆分別ごみ指定袋(緑色の文字が印刷された透明の袋)に入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身がこぼれないよう口をしぼり重さ10kg以内にしてください。 ・蛍光管・スプレー缶は「限定ごみ」で出してください。 ・灰は収集できませんので、衛生センターへ直接搬入してください。 	<p>☆不燃ごみ指定袋(赤い文字が印刷された透明の袋)に缶類、ビン類、その他の不燃物に分類し、不燃ごみ指定袋に○印をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶は必ず使い切って出してください。 ・アルミ缶、スチール缶、4リットル以下の缶、茶色ビン・白色ビン・黒色ビン・緑色ビン、その他(せともの・乾電池・茶碗・皿・ガラス製品等)は「燃えないごみ」へ出してください。
<p>☆分別ごみ指定袋に入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容量500ml以下の飲料用のアルミ缶・スチール缶の空き缶。 ・容器の中を水洗いして、キャップをはずしてください。 ・缶詰の缶や金属製のキャップは「燃えないごみ」へ出してください。 	
<p>☆30cm以下の厚さで束ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告、チラシは入れないでください。(広告・チラシは雑誌・雑がみ類へ) ・ひも等で十文字にしぼってください。 	
<p>☆30cm以下の厚さで束ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しぼりにくい物は紙袋に入れて出してください。 ・ひも等で十文字にしぼってください。 	<p>☆30cm以下の厚さで種類別に束ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・雑誌・ダンボールは同じ大きさのものにまとめ、しっかり束ねて出してください。チラシは別にして出してください。 ・牛乳パックは、開いて洗い、同じ大きさのものにまとめ、しっかり束ねて出してください。
<p>☆牛乳パック等(内側にアルミが貼ってないもの)を30枚くらいで束ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中を水洗いし切り開いて乾かしてください。 ・ひも等で十文字にしぼってください。 	
<p>☆ガムテープ、金具を取り除き束ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭のみ収集いたします。 ・紙製で中が波状のもののみ収集いたします。 ・ひも等で十文字にしぼってください。 	
<p>☆それぞれ色で分けて専用の容器に入れる(容器は収集日前日に配布されます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器の中を水洗いしてください。 ・ラベルはそのままでキャップをはずしてください。 ・はずしたキャップは「燃えないごみ」(プラ製は「プラ容器」)へ出してください。 ・汚れの落ちないものは「燃えないごみ」へ出してください。 ・ガラス食器・耐熱ガラス・陶磁器は「燃えないごみ」へ出してください。 	<p>☆一升瓶(茶色・緑色)、ビール瓶(大小)は資源ごみとして回収しています。</p> <p>☆茶色ビン・白色ビン・黒色ビン・緑色ビンは燃えないごみの日にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一升ビン(茶色及び緑色)及びビールビンは中身を空にしてください。 ・一升ビンの黒色・白色等のビンは燃えないごみの日にしてください。
<p>☆専用の容器に入れる(容器は収集日前日に配布されます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管及び水銀体温計は割れないように購入時のケースや新聞紙に包んで出してください。割れた物は「燃えないごみ」へ出してください。 ・使い捨てライター・卓上ガスポンペ・スプレー缶は中のガスを使い切ってから出してください。 ・ボタン型電池・充電式電池・水銀電池は入れないでください。(販売店へご相談ください) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「燃えないごみ」へ出してください
<p>☆専用の容器に入れる(容器は収集日前日に配布されます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器の中を水洗いし、できるだけつぶしてください。 ・キャップ・ラベルをはずしてください。はずしたキャップ・ラベルは「プラ容器」へ出してください。 ・汚れの落ちないものは「燃えるごみ」へ出してください。 	<p>☆専用の回収カゴに入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャップ・ラベルをはずしてください。 ・容器の中を水洗いし、できるだけつぶしてください。 ・汚れの落ちないものは「燃えるごみ」へ出してください。
<p>☆専用の回収ネットに入れる(ネットは収集日前日に配布されます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗いし、汚れを落としてください。 ・プラマークを目印にしてください。 ・発泡スチロールや汚れの落ちないものは「燃えるごみ」へ出してください。 ・レジ袋等に入れなくて回収ネットへ直接入れてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「燃えるごみ」へ出してください。

※ごみの分類方法は2024年12月1日現在のものです。分類方法は変更になることがあります。

最新の情報は中之条町ホームページに掲載しています。

🌸 衛生センターへの直接搬入(中之条地区)

☎ 吾妻東部衛生施設組合(吾妻東部衛生センター) ☎75-2099

粗大ごみ等で収集場所に出せないものは、自ら吾妻東部衛生センターへ直接搬入してください。

自ら搬入できない場合は、必ず組合が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼してください。

許可を受けていない方が金品を受け取って運搬すると、廃棄物処理法違反で罰則を受けます。

▶直接搬入日時

平日:月曜～金曜 9:00～16:30

休日:毎月第1・第3日曜のみ 9:00～12:00(一般家庭に限ります)

▶衛生センターに搬入できる物

机、自転車、掃除機、扇風機、ストーブ、ステレオコンポ、ホットカーペット、布団、灰、ベッド、古着、電子レンジなど。

※収集場所に出せるごみも直接搬入できます。

▶搬入料金

区分	料金
指定袋に入っている場合	一般家庭・事業所ともに無料
指定袋以外の場合	一般家庭・事業所ともに10kgあたり100円
紙類及び資源物収集場所に出せる物	一般家庭は無料、事業所は10kgあたり100円

🌸 衛生センターへの直接搬入(六合地区)

☎ 西吾妻環境衛生センター ☎82-2736

六合地区の住民並びに別荘所有者で、家庭から出る臨時ごみ及び粗大ごみ、または会社から出る産業廃棄物以外のごみは西吾妻環境衛生センターへ直接搬入してください。

※廃棄物の収集・運搬を依頼する場合は、西吾妻環境衛生センターの許可を受けた業者に依頼してください。

▶直接搬入日時

月曜～金曜 13:00～15:00(土・日・祝祭日・年末年始は搬入できません。)

▶搬入料金

区分	料金
指定袋(含:シール貼付)に入っている場合	無料
指定袋以外の場合	10kgあたり150円

- ・搬入作業では、係員の指示に従い、複数の人数で作業しやすい服装・履物で行ってください。(危険防止のため、なるべく複数の人数で来てください。)
- ・ごみの搬送中は、飛散・流出の無いように十分な措置を講じてください。
- ・可燃ごみ・不燃ごみは、おろしやすいように必ず分けて搬入してください。
- ・資源ごみの搬入はできません。

🌸 処理できないもの(中之条・六合地区共通)

爆発・発火のおそれのあるもの、事業系発泡スチロール、バイク部品、自動車部品、農機具類、消火器、石膏ボード、スレート、瓦、断熱材、薬品類(農薬・水銀含有物)、農業用ビニール、石、土砂、廃油、ピアノ、注射針等
※処理に当たっては購入先または専門処理業者に相談してください。



広告

中之条町、東吾妻町、高山村の
不用品回収は
お任せください!



TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコン
粗大ゴミ・ダンボール・発泡スチロール
企業ゴミ etc... 一軒丸ごとOK! 🏠

産業廃棄物もご相談下さい!






吾妻環境(株)

～ since 1978 ～

吾妻環境

HPもご覧ください

お見積りは無料です!

TEL 0279-75-5444

〒377-0424 中之条町大字中之条343-1

本社外観



🌸 特定家庭用機器【テレビ・エアコン・洗濯機/衣類乾燥機・冷蔵庫/冷凍庫】 (中之条・六合地区共通)

テレビ・エアコン・洗濯機、衣類乾燥機・冷蔵庫、冷凍庫については、家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられています。以下の方法のいずれかを選択し処分を行ってください。

1. 買い換えの予定があるまたは購入した販売店がある場合
 - ① 製品を買い替えるまたは購入した家電小売店に引き取りを依頼してください。
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です(家電小売店に相談)。
2. 買い換えの予定がないまたは購入した販売店が不明な場合
 - ① 小売店に引き取りを相談してください。ただし、販売した小売店ではないため引き取り義務はありません。
※引き取り可能の場合、リサイクル料金、収集運搬料金が必要です(家電小売店に相談)。
 - ② 指定引取場所へ直接搬入する場合は、事前に指定引取場所へ確認後、直接搬入してください。
※リサイクル料金が必要です。
指定引取場所の一例: ウブカタ資源(株) 沼田インナー営業所 沼田市横塚町85-1 ☎0278-22-5555
 - ③ 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する場合は、事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを行い、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ回収を依頼してください。
※収集運搬料金が必要です(許可業者に相談)。
 - ④ 各衛生センターへ直接搬入する場合は、事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを行い搬入してください。
※収集運搬料金が必要です(1台につき1,500円)。
詳しくは家電リサイクル券センターで確認ください。
☎0120-319640
<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

🌸 家庭用パソコンの出し方 (中之条・六合地区共通)

パソコン(ディスプレイ含む)は受け入れできませんので、宅配便による無料回収または各メーカーに回収の申し込みをしてください。

- ▶ 宅急便による無料回収の申し込み先
リネットジャパンリサイクル
☎0570-085-800
- ▶ メーカー回収の問い合わせ先
パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685

🌸 問い合わせ先

- ▶ 中之条地区
吾妻東部衛生施設組合(吾妻東部衛生センター)
☎75-2099
中之条町大字中之条町316-1
- ▶ 六合地区
西吾妻環境衛生センター
☎82-2736
長野原町与喜屋1610-1



生活・環境

広告

高価買取 鉄・非金属買取

取扱品目

○鉄○銅○アルミ○真鍮○ステンレス○モーター○一本線○雑線○パソコン
○給湯器○タイヤ付きアルミホイール○農機具○自転車○バッテリー○発電機

小川トレーディング

OGAWA TRADING

中之条町小川502-1 TEL. 0279-26-8128

※ 解体業者、一般のお客様の持込み大歓迎! ※



【群馬県公安委員会古物商 421180063800号】

バス

デマンドバス

☎ 中之条町自動車教習所 ☎75-5033

青山・市城地区、伊参・赤坂・栃窪・横尾地区を対象に電話予約バス(デマンドバス)の運行しています。

※町民を対象とした登録制のサービスのため、一般観光客の方はご利用いただけません。

▶利用方法

1.「事前登録」をする

利用を希望する人は、「利用登録票」に必要事項を記入して、予約センター(自動車教習所内)で事前登録する必要があります(年間登録料は1,000円、65歳以上・障害者・高校生以下は無料)。

2.「利用の予約」をする

利用する前日の17:00までに予約センターへ電話予約します。祝日の翌日利用は前々日の17:00までに予約をしてください(予約受付時間/9:00~17:00 日曜日・祝日・年末年始を除く)。

予約センター(中之条町自動車教習所内) ☎75-5033

▶運休日

日曜日・祝日・年末年始

▶利用料金

町内1回300円(原町赤十字病院までは1回500円)。

小学生、障がい者は、半額、幼児は無料。

回数券(1,500円・3,000円、バス乗車時に購入できます)も利用できます。

医療機関等外出タクシー「なかのん号」

☎ 地域共創課 地域政策係 ☎75-8802

運転が出来ない人が医療機関などに通院するための新たな移動交通です。利用には事前登録が必要です。

▶利用対象地区

- ・四万線 沢田地区(11・12・13・14・15・16・17・18区)
- ・沢渡線 沢田地区(1・2・2-2・3・4・5・6・7・8・9・11区)
- ・名久田A線 国道353号北側・145号西側
(大塚・伊勢町・中之条町・西中之条)
- ・名久田B線 国道353号南側・145号東側
(大原・平・横尾・宇妻・只則・伊勢町・中之条町・西中之条)

▶利用対象者

- ・町内に在住し、住民登録があり、次のいずれかに該当する人
- ・自動車運転免許証のない65歳以上の人
- ・自動車運転免許証のない人で身体障害者手帳(種別1種)、療育手帳または精神保健福祉手帳を持っている人
- ・自動車運転免許証を返納した人

▶利用料金 無料

◎利用登録について

住民福祉課 福祉係 ☎75-8818

◎利用方法について

地域共創課 地域政策係 ☎75-8802



バス

広告



高山運輸倉庫株式会社

路線バス事業は地域社会に
「便利で使いやすい」サービスを提供します。

たかやまバス 高山村~中之条町

観光タイプのバスもございます。観光旅行・冠婚葬祭・スポーツやイベント等の送迎にもご利用ください。

群馬県吾妻郡高山村大字中山5602番地
TEL:0279-63-2336 FAX:0279-63-2749

高山運輸倉庫株式会社 検索

バス運転手募集中

会社説明会 随時開催

バス未経験者 応募可能!

女性運転手 活躍中

大型二種免許取得支援制度有

タクシー運転手も同時募集中!

条件等はこちらで確認 ⇒

関越交通株式会社
☎ 0279-22-2020

路線バス停留所一覧

四万温泉線	沢渡線		野反湖線	高山線
関越交通株式会社吾妻営業所 ☎75-3811	関越交通株式会社吾妻営業所 ☎75-3811		ローズクイーン交通株式会社本社営業所 ☎26-3171	高山運輸倉庫株式会社 ☎63-2336
中之条駅	中之条駅		長野原草津口	中山本宿
高校入口	高校入口		須川橋	中山新田
合同庁舎入口	合同庁舎入口	ヤオコー前	貝瀬	高山温泉
博物館前	博物館前	太陽誘電前	広池	五領口
上之町	上之町	伊勢宮下	赤岩入口	高山小学校前
四万新道	四万新道	土木事務所前	出立橋	高山役場前
西中之条	西中之条	小川住宅入口	中沢	溝口
文化会館前	文化会館前	上小川	田端	向判形
小川入口	小川入口	オガワハウス	南大橋	石古根
下折田	下折田	促進住宅前	大杉	関田
成田口	成田口	石橋	旧太子駅	赤狩
中之条ガーデンズ(注1)	中之条ガーデンズ※	山田	太子	戸室
天神原	天神原	清水	郵便局前	尻高
上妻	上妻	高沼	小雨	入沢口
上折田	上折田	↓	小雨駐在所前	東大塚
下沢渡	下沢渡	↓	六合中学校前	大塚
沢田農協前	菅田口		道の駅六合	大原入口
沢口	伊賀野口		湯の平温泉口	二日市
四万湖	八尺		下梨木	旧名久田小学校前
美の原入口	湯原		梨木	下平
君の尾	反下口		見寄口	名久田橋
湯原橋	温泉口		滝見前	天神
湯原	沢渡温泉		世立	横尾
駒岩	沢渡		引沼	鳥居原
寺社平口	※中之条ガーデンズは沢渡発のみ運行となります		花敷温泉口	名久田口
四万甕穴前			花敷温泉(注2)	伊参橋
秋鹿			和光原	駅入口
渡戸橋			大自然村入口	中之条駅
嘉満ヶ淵			大楢	吾妻中央高校入口
清流の湯入口			野反峠	合同庁舎入口
温泉口			湖畔	博物館前
権現沢			野反湖	上之町
山口				新田
月見橋				伊勢の森
桐の木平		吾妻脳外科前		
四万温泉		日赤病院		
		原町ベイスシア		



バス

(注1:中之条ガーデンズ経由は夏季は毎日、秋季は土・日・祝日のみ一日数本運行しています。詳細はホームページをご覧ください。)
 (注2:花敷温泉～野反湖までの区間は5月1日～10月20日のみ運行しています)



議会

議会のしくみ

☎ 議会事務局 ☎75-8836

議会には、全議員で構成する「本会議」と、いくつかの部門に分かれて専門的に審査を行う「委員会」があります。

町議会は、町民の代表である町長から提案される政策や、町民生活のいろいろな問題について審議し、町政の重要なことがらを決めています。

現在の議員数は15人です。

議会は、議決機関と呼ばれ、議案などの審議を通して町民の求める町政の基本的な方針を決めます。

町長をはじめとする執行機関は、議会の決定に沿って仕事を進めることとなります。

両者は、お互いに町民生活の向上を目指しており、この関係は、町政の両輪とも言われています。

議会の権限 ☎ 議会事務局 ☎75-8836

議会には、次の権限があります。

議決権	町長(執行機関)が、次の仕事を進めるためには議会の議決を必要とします。 (1) 条例を制定したり改正・廃止をするとき (2) 予算を定めたり補正をするとき (3) 5千万円以上の工事などをするとき (4) 財産を取得したり処分をするとき (5) 前年度の決算を認めるとき
同意権	町長が選任する重要な人事(副町長、監査委員、教育委員など)は、事前に議会の同意が必要です。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員の選挙を行います。
調査権 検査権	議会の議決どおりに町の仕事が行われたかどうか調べます。

本会議と委員会

☎ 議会事務局 ☎75-8836

本会議は、毎年1月に町長が召集し、その後は議長の招集により3月、6月、9月、12月に定例会議が開かれ、そのほか、必要に応じて臨時会議が開かれます。

委員会は、本会議で付託された議案や請願・陳情を審査する常任委員会と、議会の運営方法等について専門的に審査する議会運営委員会があります。また、必要に応じて設置される特別委員会があります。

議会の傍聴 ☎ 議会事務局 ☎75-8836

議会本会議・委員会は、公開です。

議場(委員会室)入口の受付票に住所・氏名・年齢を記入していただければ傍聴ができます。

ぜひ、ご来場ください。

なお、傍聴席に限りがあり、入場制限をする場合があります(委員会の傍聴には委員長の許可が必要です)。

会議録は、議会事務局でご覧になれます。

平成30年6月以降の会議録は、町ホームページからご覧になれます。

請願・陳情 ☎ 議会事務局 ☎75-8836

請願は、国や町などに対して希望や要望をすることで、憲法や地方自治法に規定された住民の権利です。町議会に対する請願の提出には紹介議員が必要です。

陳情は、請願とほぼ同じ扱いですが、議員の紹介なしで提出できます。

請願・陳情は、個人でも法人でもできます。

請願(陳情)書は、定例会議で審査し、結果を提出者に連絡します。





医療機関リスト

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

病院・医院等

名称	所在地	電話番号
後藤医院	西中之条643-2	75-2230
桑原整形外科クリニック	中之条町956	75-6720
田島病院	中之条町1782	75-3350
吾妻さくら病院	伊勢町782-1	75-3011
吾妻東整形外科	伊勢町756-1	26-2211
けんもち医院	伊勢町837-1	75-5155
しまだ医院	伊勢町28-1	76-3435
群馬リハビリテーション病院	上沢渡2136	66-2121
四万へき地診療所	四万国有林30林班イ小班	64-2136
中之条病院	五反田3891	75-3332
六合診療所	入山1573-3	95-5711
原町赤十字病院	東吾妻町大字原町698	68-2711
長生病院	長野原町大字長野原71	82-2188
櫻井医院	長野原町大字長野原1585-1	82-3999
西吾妻福祉病院	長野原町大字大津746-4	83-7111
草津こまくさ病院	草津町大字草津464-701	88-4321

歯科医院

名称	所在地	電話番号
蟻川歯科医院	中之条町950	75-2418
木暮歯科医院	中之条町930	75-2075
望月歯科医院	中之条町858	75-3114
えきなん歯科クリニック	伊勢町16-10	76-3155
かわごえデンタルクリニック	伊勢町951-7	75-3131
斎木歯科医院	伊勢町699-14	75-4187
六合診療所(歯科)	入山1573-3	95-5711

薬局・薬店

名称	所在地	電話番号
ウイン調剤薬局 中之条店	西中之条726-3	26-3591
クスリのゆたか 西中之条店	西中之条221	75-5207
そうごう薬局 中之条店	中之条町1784-4	70-1021
マツモトキヨシ 中之条店	中之条町1864-1	69-7018
スマイル調剤薬局	伊勢町756-1	25-7751
クスリのゆたか 本店	伊勢町1334-1	75-1931
マルエドラッグ 中之条店	伊勢町16-5	26-2961
クリエイトSD 群馬中之条店	伊勢町157-1	69-7022





吾妻郡健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

望月歯科医院 [院長] 平形浩喜 [副院長] 平形友里香

歯科 小児歯科 矯正歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
14:00~19:00	●	●	●	●	●	/

休診日…土曜午後・日曜・祝日

中之条町588 ☎ 0279-75-3114

望月歯科医院 中之条町 検索



吾妻広域町村圏振興整備組合立

中之条病院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
13:30~17:30	●	●	●	●	●	—

※休診日 日・祝・年末年始(12月30日~1月3日)

(住所) 中之条町五反田3891

(TEL) 0279-75-3332

内科・小児科・皮膚科

後藤医院

診療時間 9:00~12:00
14:00~17:00

休診日 日曜・祝日・水曜・土曜午後

住所 中之条町西中之条643-2

TEL 0279-75-2230

Check 生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができます。

- 1 毎日朝食を食べている
- 2 1日平均7~8時間は眠っている
- 3 栄養バランスを考えて食事をしている
- 4 たばこは吸わない
- 5 定期的に運動・スポーツをしている
- 6 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下)
- 7 労働は1日9時間以内にとどめている
- 8 自覚的なストレスはそんなに多くない

守っている健康習慣の数が健康習慣指数
7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2024 GeoTechnologies, Inc.



いつもと違う頭痛

今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性があります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、ろれつ困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。



かかりつけ医・薬局をもちましょう



ここは有料広告掲載ページです



歯科・小児歯科
木暮歯科医院

平日 / 9:00~18:30
土曜 / 9:00~16:00
休診日 / 木曜・日曜・祝日
☎ 0279-75-2075

木暮歯科医院 中之条 🔍

内科 | 外科 | 胃腸内科 | 整形外科
肛門外科 | リハビリテーション科
放射線科 | 人工透析内科



医療法人東瞭会
櫻井医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
15:00~18:00	●	●	●	—	●	●

●休診日 第3水曜日・日曜日・祝日

櫻井医院 長野原 🔍

公益社団法人地域医療振興協会
西吾妻福祉病院
長野原町大字大津746-4
☎ 0279-83-7111

地域ケア支援センター 訪問看護ステーション
☎ 0279-80-1117

えがお 居宅介護支援事業所
☎ 0279-80-1100



しっかり
予防!

歯周病予防
診断チェック

● 歯周病のかかりはじめを見逃さない!

歯周病は自覚症状が少ないだけに、早期発見が大切です。自覚症状があれば早めに歯医者に行き、歯垢や歯石を除去してもらいましょう。そのときに正しいブラッシング方法の指導を受け、半年に一度か年に一度の割合で、定期的にチェックしてもらおうといいでしょう。



動脈硬化 古いゴムホースのようになる血管の老化

動脈硬化が原因でおこる病気

▶ 狭心症・心筋梗塞・脳卒中(脳出血や脳梗塞)

動脈硬化を進行させるのは「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」。

▶ 予防には食事の改善と運動です!

動脈硬化とは、動脈の血管内壁に脂肪がたまって管が狭くなったり、血管が弾力を失って、古いゴムホースのように硬く、もろくなってしまった状態。血液が流れにくくなり、体に酸素や栄養が十分に運ばれなくなるほか、血管が狭くなった部分に血栓(血の塊)が詰まったり、また、血管がもろくなっているため、破れやすくなったりするので。



生活ガイド



商工会案内

商工会は、ともに歩むビジネスパートナーです。

商工会とは

商工会は、商工会法(昭和35年制定)に基づいて、都道府県知事の許可によって設立された公益性の高い特別認可法人で、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として幅広い活動をしています。

商工会を活用してください

■ 経営相談

経営のことでの悩み、問題点について常時相談に応じています。



■ 金融相談

経営をより安定・向上させるために、マル経資金、商工貯蓄共済融資のあっせんや信用保証に関する相談を行っています。



■ 税務相談

税金の各種控除制度を知りたい、青色申告を開始したい、帳簿のつけ方を学びたいなどの相談にのっています。記帳から決算まで親切丁寧にアドバイスを行っています。また、申告時には、税理士を招いての税務相談を行っています。



■ 労務相談

従業員の福利厚生のために、社会保険、労働保険、退職金制度や就業規則の作成など、労務に関する相談に応じています。また、労働保険の加入手続きや保険料の申告・納付などの事務代行を行っています。



■ 研修会・講習会の開催

経営や技術に関する情報を提供するため、各種の講習会や研修会を開催しています。



■ 商工会を通して専門家を派遣します

群馬県商工会連合会と連携し、専門的な指導が受けられます。

- エキスパートバンク制度(専門家を企業に派遣)

■ 各種共済事業

安心、有利な各種の共済、退職金、保険制度を用意して加入相談を行っています。



中之条町商工会

【本所】〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町664-1
電話 0279-75-2200 FAX 0279-75-2713

【六合支所】〒377-1704 群馬県吾妻郡中之条町大字小雨182
電話 0279-95-3549 FAX 0279-95-3315

<https://www.nakanojo-shokokai.jp/>

E-mail info@nakanojo-shokokai.jp





忘れないで！クルマの点検・整備

ドライブ前の点検

みなさん、日常点検をきちんとしていますか？定期的な点検整備も実施していますか？クルマの部品は、走行や時間の経過に伴って知らない間に劣化・摩耗しています。しかし、日頃の点検を怠らなければ、運転中のトラブルの多くは回避できるのです。日常点検をしっかりと行い、安全で快適なドライブを楽しんでください。



バッテリー上がり

走行中のトラブルでいつも上位を占めるのがバッテリー上がり。パワー・ウインドをはじめ、カー・ナビ、カー・ステレオ、エアコンなど、装備品の使用に応じてバッテリーの消耗も激しくなり、バッテリーの寿命を短くします。バッテリーが完全にあがる前には、ランプ類が暗くなったり、エンジンをかけるときのモーターの回りがスムーズでなくなったりします。バッテリーには寿命がありますので、日頃の液量点検をしっかりと行ってバッテリーのトラブルを避けましょう。



タイヤのパンク・バースト

タイヤのパンクやバーストが起きると走行できなくなります。山道や雨の中でのタイヤ交換作業も大変ですが、高速道路などの路肩でタイヤ交換をすることになると非常に危険です。ドライブの前には、タイヤの空気圧、亀裂や損傷の有無、摩耗状態をしっかりとチェックしましょう。事前の点検がトラブルの多くを解消します。



ランプ類の故障

狭い路上での対向車をオートパイだと誤って走っていると、ヘッド・ランプの片方が切れた乗用車だったりして一瞬ヒヤッとすることがあります。ランプの損傷に気付かず運転すると、対向車が誤認し、思わぬトラブルに巻き込まれる危険があります。クルマのランプ類は、自分が周りの状況を確認するためのものや、他車に対する意思表示をしっかりと伝える役割を果たしているものがあります。点灯の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も調べましょう。



Q 車の維持費は年間どのくらいかかりますか？

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに税額の軽減または重課となる「グリーン化特例」が実施されています。(令和8年3月31日まで) これによって電気や天然ガスなどの低公害車は、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル、ガソリン、LPG車に対しては、増税もあります。細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

出典：国土交通省ホームページ「安全な自動車に乗ろう！」(https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02maintenance/before_driving.html) より加工・編集して作成

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



生活ガイド

車の事なら何でもお任せ下さい！



車検・定期点検・一般整備・新車中古車販売
油圧ホース・特定自主検査

有限会社 **名久田自動車**

中之条町大字横尾287-1

TEL 0279-75-3760

車のでんきや

- ・自動車電装修理 カーエアコン修理
- ・ナビ&オーディオ 各種バッテリー
- ・国交省認可

精電社電装サービス

代表取締役 川合 宣之

中之条バイパス通り

TEL (0279) 75-3271

FAX (0279) 75-7031

あなたのカーライフパートナー



Honda Cars 中之条

営業時間 8:30 ~ 17:30

定休日 毎週月曜日

住所 吾妻郡中之条町折田 214-1

TEL 0279-75-3199

FAX 0279-75-1970

キャンペーン等、最新情報はホームページをチェック!

ホンダカーズ中之条

検索





リフォームの基礎知識①

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及び大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

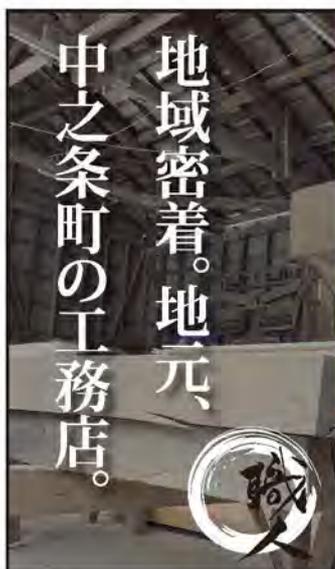
また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



中之条町の工務店。
地域密着。地元。

令和2年「ぐんまの名工」受彰 / 代表取締役 島村浩



島村工務店



- 🏠 新築
- 🏠 リフォーム
- 🏠 水まわり
- 🏠 内装
- 🏠 外構
- 🏠 その他色々

一家のお悩み事、何でもご相談くださいー

〒377-0542 中之条町下沢渡13-1

☎ 0279-25-7179





株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

**60年以上の実績
3代続く地元の塗装屋**

(株)樋田塗装

—住まいの強化・住む人の健康を考えます—
各種塗装・看板工事
防水工事・ペインティング

中之条町中之条596-14
☎75-2644

info@toida-tosou.com
樋田塗装 中之条 検索

土木・建築・舗装・解体・水道工事

工事のことなら何でも
おまかせください

(株)唐沢工務店

中之条町大字西中之条390
TEL 0279-75-2498

群馬県の塗装工事の賞を
多数受賞しております

外壁の屋根・ペンキ塗替専門店
株式会社 **田村塗装店**

中之条町折田950-2
☎(0279)75-3855

—塗りかえま専科—
田村塗装店 中之条 検索

住宅のことなら何でも

デザイン設計施工

有限会社宮正

中之条町大字四万1447
TEL:0279-64-2117

おうちのリフォームのこと、
お気軽にご相談ください

・住宅リフォーム補助金 **対応可**
・先進的窓リノベ補助金

新築 水廻り 外壁工事
屋根工事 増改築

リフォーム 一般建築設計施工
なます建設(株)

中之条町岩本1217-2
☎0279-75-0395

綿貫電気設備工事

“WETS” Watanuki Electrical
Total Services

設計・施工一式・家電販売 各種機器修繕

代表 綿貫 均

中之条本社 中之条町大字折田102-6
TEL・FAX 0279-75-3769
携帯 090-7207-9230
E-mail:goiagjoi@amber.plala.or.jp

木と人自然と共に暮らす
あなたのスローライフをサポート

モルゲンロート

ログハウスメンテナンス 外壁・屋根塗装
ウッドデッキ補修&張り替え
薪ストーブ設置・メンテナンス

中之条町大字中之条町781-1
☎090-5348-0820
モルゲンロート 中之条 検索

中之条町指定工事店

(有)緒方工務店

・外構工事 ・土木工事一式

—従業員募集中—

中之条町大字伊勢町 1298-6
TEL/FAX (0279)75-2557

Paint Planning
山田ペンキ

中之条町大字中之条町909
TEL. FAX0279-75-3255
携帯090-5788-6483
https://www.yamadapenki.com

山田ペンキ 検索

生活ガイド



リフォームの基礎知識②

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

地元の水道屋です
お気軽にご相談ください

有限会社 中四万林業

☎ 0279-70-1881

吾妻郡中之条町四万4714-1

月～金 8:00-17:00
土 8:00-12:00

新築・リフォームをお考えの方も、是非！

水回り修繕、入替え
排水管清掃、浄化槽
床暖房、エアコン
外構、土木、林業
...など

看板娘 保護にゃんズ



窓リフォーム

断熱性&快適性をアップ!

窓性能向上で
快適&省エネ性をアップ!

玄関リフォーム

お家をより快適に!

有限会社 伊藤商会

中之条町大字横尾1513-1
TEL. 0279-75-6282

新築工事はもちろん、バスルーム・キッチン・トイレなどの水回り
お住まい全体のトータルリフォームまで

田村工業へお任せください

有限会社 田村工業

〒377-0433
群馬県吾妻郡中之条町大字折田2215

TEL 0279-75-5141
FAX 0279-75-5798

水回りのことなら

蟻川設備工業株式会社

〒377-0425
群馬県吾妻郡中之条町西中之条1838

TEL 0279-75-0115
FAX 0279-75-1899

生活ガイド

空き家について



管理不全な空き家の問題点と解決方法

- 1 不審者が侵入する**
 不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。
- 2 ゴミを捨てられる**
 ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。
- 3 動物や害虫のすみかになる**
 動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。
- 4 老朽化により建物が倒壊したり、建材などが飛散する屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにけがをさせてしまう**
 建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。
- 5 庭木や雑草が生い茂り、隣の家や道路に越境してしまう**
 庭木や雑草はどんどん成長します。樹木の伐採は高額な費用がかかります。定期的な手入れが難しい場合は、樹木を処分し雑草が生えないよう除草シートを張るなど対策をしましょう。

空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

- 屋根**
・屋根材の異状 (ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)
- 軒裏**
・軒材の異状 (シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 雨どい**
・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ
- 窓・出入口ドア**
・ガラス、建付けの異状 (割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)
- バルコニー**
・床材、手すりの異状 (破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)
- 外壁**
・外壁材の異状 (汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
- 擁壁**
・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

- 塀**
・塀の異状 (汚れ、傾き、崩れ)
- 家まわり**
・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生
- 土台・基礎**
・基礎、土台の異状 (ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

内部・設備

- 天井**
・天井材の異状 (ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)
- 壁**
・壁材の異状 (ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)
- 床**
・床材の異状 (ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)
- 室内ドア・障子**
・建付けの異状 (開閉の不具合、傾き)
- 設備**
・給水、排水の不具合 (赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

定期的に点検しましょう



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



相続・任意売却のご相談も承っております。

不動産相談窓口

中澤不動産

住所 高山村尻高4468-160
電話番号 0279-63-2922



群馬県知事免許(14)1358号

有限会社吾妻不動産
代表取締役 齊藤 秀一

宅地・建物・山林・売買・アパート

中之条町大字伊勢町1339-1
TEL 0279-75-4853
FAX 0279-75-4192

吾妻不動産 検索



生活ガイド



エンディングノートを準備しませんか？



誰であっても「死」や「老い」を避けることはできません。まだまだ先の事と思っけていても不慮の事故や病などで突然意思表示もできなくなる…ということもあります。そうなれば残された家族は大変な負担を強いられてしまいます。いざというときに備え、あなたの意志をエンディングノートに残しておきましょう。エンディングノートは遺言書と違い法的な効力こそありませんが、逆に決まった形式もなく好きなように残しておくことができます。元気なうちにあなたの意思を書き留めておくことであなた自身の安心とご家族の負担軽減につながります。

【自分のことについて】

氏名・生年月日・住所・電話番号（緊急連絡先を含む）・血液型など一通りの情報を記載しておきましょう。現在かかっている病気や常用している薬、通院先も示しておくで親切です。

【葬儀・お墓について】

葬儀の出し方は遺族の悩みどころです。葬儀の実施方法や費用、知らせる人のリストなどを明記しておくで遺族の負担が軽くなります。どの写真を遺影に使うかも残しておくで良いでしょう。また、お墓のことが決まっていればその情報も示しておきましょう。

【解約などについて】

携帯電話やネットなどの会員サービスなどを利用している場合はアカウントやパスワードなどの情報と共に対処方法も指示しておきましょう。

【親戚・友人・知人について】

いざというとき知らせて欲しい親戚・知人・友人がいればそのリストを残しておきましょう。

【延命・献体について】

延命治療が必要になったときの対処を残しておきましょう。口頭だけでなくあなたの意思だとしても延命を打ち切った人が他の遺族から糾弾されるおそれがあります。

死後、遺体などを献体として提供する意思があればその旨も記しておきましょう。

【遺品について】

遺品を形見分けしたいときは品名・譲渡先を網羅したリストを残しておきましょう。また、最近ではパソコンなどにデジタルな遺品を残すケースもあります。そうしたものへの対処も残しておきましょう。

【財産・資産について】

預貯金やクレジットカードなどの口座情報はもちろん不動産や有価証券などの金融資産も詳細に残しておきましょう。また、プラスの資産だけでなく借金などマイナスの情報も忘れてはいけません。

【保険や私的年金などについて】

生命保険をはじめとした各種保険の情報を残しておきましょう。また、個人年金や企業年金に加入している人はその情報も残しておきましょう。

【遺言書について】

十分な法的効力を持つ遺言書を作成するのは素人では難しいものです。弁護士などに相談し、アドバイスを受けましょう。遺言書を作成したときはその存在をあきらかにし、保管場所を示しておきましょう。



エンディングノートの注意点

●保管について

エンディングノートは銀行口座などの資産情報をはじめ非常に重要な個人情報の塊です。保管には細心の注意を心がけましょう。

●エンディングノートの存在を知らせておく

せっかくエンディングノートを作成しても家族がその存在を知らなかったら意味がなくなってしまいます。

●財産について

エンディングノートには法的効力がないので遺産分与で遺族がもめる恐れがあります。財産に関しては別に正式な遺言書を準備しておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

～一人で悩まず専門家におまかせください～

相続・財産承継に関するご相談

- 法人・個人・相続等税務手続き
- 財務・財務相談・自計化支援

税理士 富沢尚史
行政書士

まずはお気軽にお問合せください

税理士法人 Blue Roses
〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町1228-1
TEL.0279-26-2164 FAX.0279-26-2165

All For Our Wonderful-Life

やまもと労務管理コンサルタント

社会保険労務士 山本 和久

もらえなかった年金や遺族年金のご相談は
お気軽におたずね下さい

年金相談 労働相談 各種届出作成

吾妻郡草津町南本町区799-52
090-6948-3825

TEL 0279-89-1664 FAX 0279-89-1665
E-mail roudou-nenkin@globe.ocn.ne.jp

墓碑・燈籠・モニュメント・仏像彫刻

斎木七郎石材本家

斎木 利一

中之条町1921-2(バイパス通り)

TEL (0279)75-3869
FAX (0279)26-7639

URL <http://www.saikistone.com>



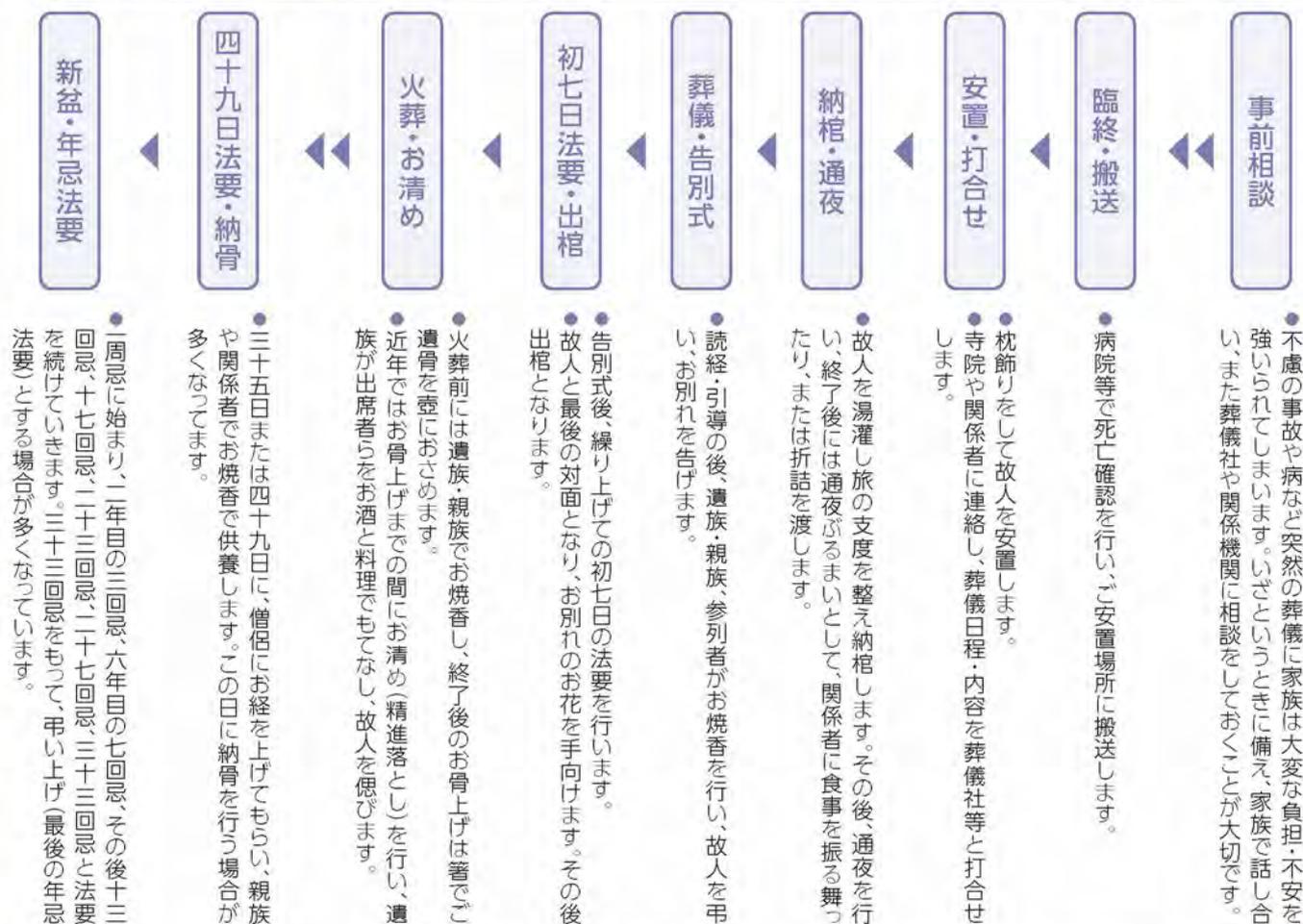
葬儀について

※地域によって、また宗教や寺院によって異なることがあります。

悲しみの中、故人への真心を込めて送るために、事前にしきたりや作法を心得ておくことも大切です。日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。

誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるといえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、葬儀の演出も前もって指示や相談しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーを知っておくと安心です。

お葬式の流れ



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

それは、最後のおもてなし。



あがつまメモワール
MEMORIAL HALL
家族葬ホール しあん 詩庵
ご安置施設 enicia エニシア 縁庵



AGATSUMA.MEMOIR



club ほのか
ご入会受付中!

☎0279-75-2333 (24時間受付) <https://www.memoir.co.jp/> E-mail info@memoir.co.jp



生活ガイド

鉄で、創る



従業員募集中



一場機械 有限公司

住所 中之条町大字西中之条柴本1232-2

TEL 0279-75-2086 **FAX** 0279-75-5488

大型機械加工

詳しい情報はホームページを
ご覧ください。

一場機械有限公司



木で、創る



一場製材 株式会社

住所 中之条町大字中之条町1432-1

TEL 0279-75-2018 **FAX** 0279-75-2609

木材加工



従業員募集中

英語で、育む

一場機械有限公司は
中之条町地域の英語力を
高める活動をしている
Step by Stepを
応援しております！



楽しいレッスンの様子は
Instagramから見れます



お問い合わせはこちら

群馬県吾妻郡中之条町伊勢町1021-1(伊勢町体育館裏)

☎ 080-4412-0629(一場)

✉ step.by.step-elc@outlook.jp